

平成 2 2 年第 8 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日 (開会)

平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日 (閉会)

平成 22 年第 8 回上小阿仁村議会定例会会議録（第 1 号）

○招集（開会）年月日 平成 22 年 12 月 15 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 22 年 12 月 15 日（10 時 00 分）

○出 席 議 員

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 齊 藤 鉄 子 君 | 2 番 | 小 林 信 君 |
| 3 番 | 長 井 直 人 君 | 4 番 | 石 川 富 三 君 |
| 5 番 | 鈴 木 米 雄 君 | 6 番 | 中 田 吉 穂 君 |
| 7 番 | 北 林 甚 一 君 | 8 番 | 武 石 善 治 君 |

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | |
|--------------|-----------|
| 村 長 | 小 林 宏 晨 |
| 副 村 長 | 萩 野 芳 昭 |
| 総務課長兼診療所事務長 | 鈴 木 義 廣 |
| 住 民 福 祉 課 長 | 鈴 木 壽美子 |
| 産 業 課 長 | 小 林 悦 次 |
| 建 設 課 長 | 小 林 隆 |
| 特別養護老人ホーム施設長 | 中 嶋 辰 雄 |
| 代 表 監 査 委 員 | 加 賀 谷 敏 明 |
| 教 育 長 | 小 林 茂 |
| 教育委員会事務局長 | 田 中 文 隆 |

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 萩 野 謙 一 |
| 議会書記 | 小 林 京 子 |

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 1 号 平成 22 年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第 6 議案第 2 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 3 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 4 号 平成 22 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 5 号 平成 22 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 10 議案第 6 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 7 号 平成 22 年度上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 8 号 北秋田市上小阿仁村病院組合の解散について
- 第 13 議案第 9 号 北秋田市上小阿仁村病院組合の解散に伴う財産処分について
- 第 14 陳 情

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

3 番 長 井 直 人 君

4 番 石 川 富 三 君

10 時 00 分 開会

○議長（武石善治） ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 22 年第 8 回上小阿仁村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告

○議長（武石善治） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

この件につきましては、議員各位の手元に文書を配布しておりますので、これにて諸般の報告といたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武石善治） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、3番 長井直人君、4番 石川富三君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武石善治） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（武石善治） 説明員の通告がありますので報告いたします。

副村長、萩野芳昭君。総務課長兼診療所事務長、鈴木義廣君。住民福祉課長、鈴木壽美子君。産業課長、小林悦次君。建設課長、小林隆君。特別養護老人ホーム施設長、中嶋辰雄君。代表監査委員、加賀谷敏明。教育長、小林茂君。教育委員会事務局長、田中文隆君。

日程第3 行政報告

○議長（武石善治） 日程第3 村長より行政報告についての発言を求められておりますので、これを許します。村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 平成22年第8回上小阿仁村議会定例会の行政報告をいたします。

総務課関係でございますが、第1番目に平成22年度補正予算につきましてご説明申し上げます。今定例会提出の平成22年度一般会計補正予算は、障害者施設支援費、子宝祝金など総額182万8,000円の追加補正で、補正後の総額は23億7,328万5,000円となります。歳出補正予算の主なものは以下に書いてございますので、お読みいただきたいと思います。

また、特別会計は次の4会計について総額2,350万円の追加補正予算となっておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

2番目の叙勲受賞についてでございますが、このたび、秋の叙勲において田中健太郎氏（小沢田）が永年の消防活動の功績が認められまして、消防功勞として瑞宝単光章を受賞されました。これまでのご尽力に感謝申し上げますとともに、衷心より祝意を表するものでございます。

3番の平成22年上小阿仁村功勞者表彰につきましてご報告申し上げます。上小阿仁村表彰規程に基づきまして、去る11月24日表彰審査会を開催し、今年度の一般表彰被表彰者について諮問しましたところ、9名の方の答申をいただきました。このうち4名の方から辞退の申出がございました。

平成22年度上小阿仁村功勞者表彰式典は12月21日に開催し、次の方々を表彰する予定でございます。地方自治功勞者、小林満氏。民生功勞者、小林正一氏。民生功勞者、石川辰男氏。そして産業功勞者、松橋成海氏。同じく産業功勞者、高橋富蔵氏となっております。各位の長年のご尽力に感謝申し上げますとともに、心より祝意を表する次第であります。

4、人事関係につきましては、平成22年度末で退職する職員は2名（保健師1名、介護職員1名）であります。また、県から派遣していただいている職員も2年間の期間満了となります。平成23年度は、職員採用試験により2名（保健師1名、一般行政職1名）の新規職員の採用を予定しております。

第5番、交通安全関係につきましては、交通指導隊をはじめ交通安全協会支部、交通安全母の会などの協力連携により、年間を通じて広報活動、街頭指導、高齢者世帯訪問など様々な運動を展開していただいております。日頃のご協力に対して心より感謝申し上げます。

飲酒追放競争では、違反者もなく10月末で単独1位となっております。12月は飲酒運転追放県民運動強調月間でございます。年末の交通安全運動と合わせまして交通安全関係団体の協力を得ながら無違反、交通事故防止の運動を推進してまいります。

6番目の選挙人名簿につきましてですが、村の選挙管理委員会は公職選挙法に規定により、平成22年12月1日現在の選挙人名簿を調整した結果、登録者総数は2,536人、うち男性1,186人、女性1,350人で、前回9月1日登録時より6人の減少となっております。

第7番のふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税に伴う寄附金は、11月30日現在17名の方から総額76万円いただいております。ご寄附いただきました方々に心より御礼申し上げます。なお、寄附の内訳は、こちらの2ページに書いておりでございます。なお、平成19年度からの総額で257万7,000円の寄附をいただいております。

さて、8番目のかみこあに応援寄附金につきましてではありますが、平成22年4月から村外の入札参加者に対しまして、落札された方に自主的な「かみこあに応援寄附金」をお願いしてきております。11月末現在、19件で47万4,900円をご寄附いただいております。ご寄附いただいた方々に感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきたいと思っております。

9番目の地域おこし協力隊についてでございますが、地域おこし協力隊2名の方が来村してから早くも1年を経過いたしました。その間、八木沢地域の方々の生活支援、水稻の耕作、地域活動への支援などのほか、村内の様々な行事などへ積極的に参加しながら活動をしております。

また、八木沢地区を訪れる方も多くなってきており、地域間交流の推進も期待できるものと考えております。さらには、中学生と一緒に、長らく途絶えておりました郷土芸能である八木沢番楽の復活に取り組み、学校祭などで発表をいただいております。

10番の地域公共交通などについてご報告申し上げます。11月12日に過疎地域有償運送等運営協議会を開催いたしまして、上小阿仁村移送サービス協会の更新登録について協議しております。協議の中で、運送しようとする旅客の範囲を上小阿仁村内の60歳以上の人、または通院者、障害者、妊婦及び同乗者、上小阿仁村在住の親族で村外居住者という条件を付して更新登録に同意することを決定しております。同日、村地域公共交通会議を開催し、村の公共交通の運行状況を報告後、公共交通のあり方について協議した結果、もう少し運行状況を見る必要があると決定いたしました。

有償運送などにつきましては、八郎潟駅と上小阿仁間の有償運送事業の利用状況は、10月末日現在、1,044回運行し、利用者数は251名となっております。

また、大館能代空港、秋田内陸線のデマンド型乗合タクシーの利用状況は、10月末日現在、大館能代空港は43回運行し利用者数は56名。秋田内陸線は18回運行し24名となっております。

11、高度情報化事業、つまり光ファイバーについてご報告いたしますならば、現在、光ファイバー施設工事は100%、I P告知放送システム整備工事は60%の進捗率となっております。11月26日に議決いただきました光ファイバー芯線等の賃貸借に関する契約につきましては、同日、本契約を締結しております。今後、12月から1月にかけてI P告知放送端末を各家庭に設置し、2月から3月にかけてI P告知放送端末器の操作説明会を開催していく予定でございます。また、I C T利活用推進を図るため、緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用いたしまして、村内の集会所、家庭訪問による操作指導、ブロードバンドの利用促進活動などを展開し、住民の利便性の向上を図っていく所存でございます。

次は住民福祉課関係でございますが、第1番目に自殺予防対策事業、心の健康づくりについてご報告いたしますならば、自殺予防対策補助事業といたしまして、本年度から集落に均等割として5,000円、プラス1世帯当たり300円と、非常に僅かではございますが補助をいたしまして、集落で心の健康について活動していただいているところでございます。来年度も心の健康づくりとして補助いたしたいと考えておりますので、部落において住民が互いに支え合い、気配りや声かけができる地域づくりを目指して孤独感に陥らない地域をつくることを目標に活動していただければと願っております。

2番、北秋田市上小阿仁村病院組合につきまして報告いたします。

北秋田市上小阿仁村病院組合解散に関する件につきましては、11月11日の議員全員協議会において説明いたしましたように、平成23年3月31日で解散する予定としております。解散するには両市村の議会の議決が必要となりますので、今議会において議決いただきたく議案を提出しておりますのでよろしくお願いいたします。

3番目のインフルエンザ予防接種につきましては、今年度は季節性と新型の2種類混合のワクチン接種となっております。幸い上小阿仁村におきましては、今のところインフルエンザに感染している方はおられません。新型インフルエンザは第2波の流行も懸念されております。今後、インフルエンザ予防の指導に努めてまいり所存でございます。

さて、4番目を追加いたしまして、住民福祉課関係について引き続きご説明申し上げます。

平成21年度の会計検査院の調査で、平成18年度の障害者自立支援給付費国庫負担金対象経費算定にあたり、旧法施設支援費の集計、これは平成18年10月分から集計方法が変更されたものでありますが、それと基準額の算定を誤ったため、対象経費の実支出額について428万7,077円、基準額は384万3,340円過大に算定したことが判明いたしました。正しい対象経費の実支出額及び基準額により国庫負担基準額を算定いたしますと、2,340万6,917円となります。国庫負担金を算定いたしますと1,270万3,458円となり、平成18年度交付分1,469万8,006円より199万4,548円過大に交付されたため返還となります。県費につきましても100万円程度返還が生ずる見込みであります。国庫につきましても、12月補正として上程しておりますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。また、県費につきましても、返還命令がきてから補正をお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

19年度分につきましては、国112万6,000円ほど、県50万円程度の追加交付が見込まれることから、今後、追加交付申請を行ってまいります。

このような事態を生じさせたことにつきましては、対象経費の実支出額の算

定にあたり、調査確認が十分でなかったため生じたことであり、大変申し訳なく思っております。今後は関係帳簿など十分に照合し、このような事態にならないよう努めてまいり所存でございます。

さて、産業課関係でございますが、稲作状況につきましては、本年度稲作は東北農政局秋田農政事務所の発表によりますと、作況指数で、秋田県平均が93、県北は94と見込まれております。なお、11月9日現在のJAあきた北央の調べでは、本村の米出荷数量は60kg袋換算で15,596俵、うち1等米比率は93.3%という良質米の生産実績となっております。

2番、原木マイタケ植菌講習会につきまして、11月22日と24日の2日間にわたり、中茂のキノコ栽培場を会場に原木マイタケ植菌実習講習会を開催いたしました。講習会には19名が参加されました。講師の松橋成海さんには、昨年の講習会よりも成功率の上がるものとして技術提供となりました。長年の研究と苦勞によって確立された技術を教えていただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

今後、受講されました皆さんが、講習会の成果を発揮されまして、山間地域における木材の有効活用によるマイタケ栽培促進、直販や加工、スローツーリズムの事業につながってくればと期待している次第でございます。

3、収入間伐事業につきましては、田ノ沢地区収入間伐事業の素材丸太の売買契約をいたしております。5ページに表記しているとおりでございます。

4番目のスローツーリズムについてであります。このスローツーリズム推進事業の一環といたしまして、パワー充電かみこあにスローツーリズムモニターツアーを10月31日実施いたしました。地域の資源を生かし集客を目指し、県の補助を得まして、JT Bを通じて募集し、秋田市から30名の方々がバスで村に入り天然秋田杉、野外生産試作センター、モデル住宅、山野草栽培、道の駅で収穫体験やティータイムを楽しんでいただきました。リピートを期待しているところでございます。

5番、コハゼの苗木販売につきましてであります。コハゼの苗木を希望された7名の方に、村で集めた苗木の中から15本を販売いたしました。中山間地区と野外生産試作センターで実験栽培をいたしておりますが、住民の方にも積極的に栽培していただき、農産加工につなげてコハゼの効能も享受いただきたいと考えております。

次、建設課関係であります。1番目、住宅リフォーム緊急支援事業について報告いたしますならば、村の住宅リフォーム緊急支援事業につきましては、11月末現在29件の申請があり、事業費は4,810万円で申請額は376万2,000円となっております。相当な成果であろうと評価しているところであります。

2、水道料金の改定につきましては、先の定例会にも提案させていただきました

したが、水道料金の迅速かつ段階的な公平化を図るため、統合地区の水道使用料金を基本料金5立方までは1,680円、超過料金1立方当たり95円とすることについて条例改正案を提出させていただいておりますのでご協力のほどをお願い申し上げます。

第3番、五反沢地区簡水上仏社給水区の漏水についてご報告申し上げます。11月18日5時50分に五反沢簡水の配水池水位減水の警報を確認し、調査の結果、上仏社側、過疎農道相善森付近の給水本管のつなぎ目が破れ漏水しておりました。このため、五反沢地区について、18日10時から16時までの時間断水を、上仏社地区につきましては、18日早朝から19日17時45分まで完全断水をお願いし、復旧いたしております。この間、上仏社地区には給水タンク大小2基を設置し飲料水の確保をいたしました。

漏水箇所は、道路が緩やかにカーブしているところであり、長年の土のズレなどにより、本管のつなぎ目に圧力がかかり壊れたものと推定しております。両地区の皆様には大変なご不便をおかけいたしました但、復旧にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

4番、大林地区簡水の濁りにつきましてご報告いたしますならば、11月18日に大林簡水において、水道水の濁りを確認いたしております。濁りにつきましては、11月中旬から発生していたようであります。この復旧のため、22日にろ過池を洗淨いたして対処した結果、濁りはなくなりましたが、24日に再び濁りが確認され復旧作業にあたりました。この間、11月25日と30日に水質検査を行っており、大腸菌及び一般細菌とも検出されておりました。また、22日は22時から翌6時まで時間断水をしております。27日に濁りの復旧状況などについてチラシの配布と飲料水用の給水タンクを1基設置しております。その後、作業のため時間断水をさせていただき、管内のたまり水の排水作業を行う予定であります。12月3日現在、11月24日をピークに濁りなくなっておりまして、そのまま観察を続けることとしております。

濁りの原因につきましては、この時期、川の水の上下の層が混じり合う河川循環期と言われておりまして、堆積した落ち葉などによるフミン質が地下水に混合したとも考えられておりますが、特定はできておりません。大林地区の皆様には、周知の遅れなど大変なご心配ご不便をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。今後、作業につきましてご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

第5番、工事等の発注状況につきましては、平成22年9月定例会以降の発注状況は次のとおりでございます。7ページをご覧くださいと思います。

次に、教育委員会関係でございます。教育委員長の選任につきまして、第1でございますが、山田慎八郎教育委員長が10月31日で辞任したのに伴いまし

て、村議会の同意を得まして伊藤勉氏が教育委員に任命されました。任期は、前任者の残任期間 24 年 12 月 22 日まででございます。これを受けて 11 月 8 日に教育委員会議が開催され、新委員長に保坂氏、委員長職務代理に鈴木氏が選任されました。

2 番、23 年度の新入生は 11 名となっております。

3 番、体育協会創立 50 周年記念式典は盛大に行われました。これにつきましては、8 ページを参照いただきたいと思います。

4 番、学校祭で八木沢番楽が見事に復活したことについて報告いたします。これも、ここに記述されているとおりでございます。

第 5 番の生涯学習週間が盛会裏に閉幕いたしました。10 月 18 日から 24 日まで、恒例の生涯学習週間、村民のつどいが開催されました。今年も作品展や学習発表会をはじめ、親子映画鑑賞会、古本のリサイクル市と工作、お茶の教室などが行われ多くの人たちで賑わいました。

次、おらが村はおらの手で、子どもサミット参加が非常に感銘をよびました。第 6 番でございますが、みんなで考え みんなで創ろう 明日の我が村 上小阿仁をスローガンに掲げ、平成 20 年度から 3 年計画でスタートした、未来創造上小阿仁子どもサミット最終章が 11 月 13 日に開催されました。3 年目を迎えた今年のテーマは「おらが村はおらの手で～本物体験、みどりの村の創成プロジェクト～」でございまして、小学 3 年から中学 3 年まで「こあに学習」で学んできたことや活動してきたことなどが発表されました。詳しくは、この 9 ページをご覧くださいと存じます。

第 7 番目の種苗交換会に学校園の食用ほおずきが展示されました。さらに、この詳しくは 9 ページから 10 ページを参照いただきたいと思います。

さて、国保診療所関係でございますが、本年度 11 月末までの診療状況は、医科外来で 1 日平均 65 人、前年比 7 人増。歯科 1 日平均 11 人で、前年比 1 人増となっております。地域住民の健康を守る唯一の医療機関として運営に努力してまいりますのでご協力のほどお願い申し上げます。また、診療所の屋根工事につきましては、11 月 5 日完成検査を実施いたしました。

最後に杉風荘関係でございますが、インフルエンザの流行期に備えまして、予防対策として利用者、職員にワクチン接種を行い、感染予防の徹底を図っておるところでございます。

去る 10 月 21 日、本村出身の踊踏家、歌川寿法氏御一行による連続 24 回目の慰問講演をしていただき、入所者の皆さんに楽しいひと時を過ごしていただきまして、御一行の方々には、心から感謝申し上げます。

11 月 26 日現在の入所状況は、定員 86 名で、本村出身者は 44 名となって、ほぼ 50%になっている状況でございます。

最後に、村民及び議会の皆さまに対しまして、私のこれまでの村長としての実績と次期に向けての抱負についてお話申し上げたいと存じます。

政治家は、不断に自己の行為若しくは不作為の結果責任が問われると言われております。そこに視点に当てまして、私の村長としての、まずはこれまでの活動内容について記述いたしまして、次に、積み残しを含めて、次期の抱負、展望についてご説明申し上げたいと存じます。

これまでの試み中で、目標に到達しなかった事項と到達した事項に分けられると存じます。

まずは、到達しなかった最大事項は、原子力高レベル及び低レベル廃棄物の最終埋設地に関わる検討事項でございます。これは、皆さまご存知のように、村長就任数カ月後のことございまして、私は、議会とその後の村民向け行政報告の場で、原子力廃棄物最終埋設地の問題について検討すると申しておりました。この点にマスコミが関心をもたれ報道されるに至り、まず知事が反対を表明し、村の議会も全会一致で反対をし、そして反核団体の組織的電話作戦に遭遇し、村の総務課の日常業務にも差し支える状況にいたりました。結局、検討段階で、原子力の高レベル並びに低レベル廃棄物の埋設地の誘致を行わないことに決定し幕引きを行いました。

国の原子力政策に協力することによって、秋田県に数千人分の直接雇用と数万人分の間接雇用の創設、そして数十億円の交付金の可能性が、この幕引きによって水泡に帰したわけでございます。残念至極であると現在も考えている次第でございます。

次に、役場職員の不断の協力、努力によって実現した事項について逐一申し上げますならば、まず第1に、家庭内介護者への介護保険から支給、月額上限10万円援助であります。これは全国初の20年度に実現されております。この制度はあくまでも家庭内介護者を支援することを目的としているものでありまして、日本全国の自治体の方々の調査対象となり続けている状況でございます。

2番目は、村営施設、つまり特養老人ホーム、学校、保育園給食、村発注の弁当などへの中国食材の当面の納入禁止、そして、結果として地産地消の推進。これはおそらく全国初ではないかと、19年度に導入いたし、現在もなお続けております。しかし、当面の間ということは、そのとおりでございます。この制度は、まずは村の政策に直接依存する人々の健康管理を配慮することを目的としております。国の至らざる部分を補完すること大切であると考えております。

3番、地域おこし協力隊の受け入れ、これは東北6県の初の試みございまして、21年度に導入されております。募集段階で、全国紙の強力な支援、そして、実施段階から現在に至るまで、マスコミが非常に多く取り上げられ、全国の自治体の調査対象とされております。

4番、過疎有償運送NPO、自家用タクシー、これは秋田県初の、18年度に導入されたものでありまして、これは村の実行事項ではなく、自立的な非営利団体NPOによる交通弱者の支援と村へのアクセスを便利にすることを目的とした活動で、毎年1,000人ほどの人々を運んでいる次第でございます。

5番、国交省モデルプロジェクトとして、長信田集落交流会館建設にCM方式、分割発注方式を初めて導入いたしまして、これは、このモデルプロジェクトとしては、秋田県初のもので、20年に導入されました。これからも村の大型プロジェクトにつきましては、このCM方式を取り入れて、一括発注ではなく、分割発注により、それぞれの部門の業者が自立的責任を担えるように、しかも村内の業者への発注を増やすことを目指す所存でございます。

子宝祝い金でございますが、第2子50万円、第3子100万円、第4子200万円ということで、おそらくこれは全国一ではないかと考えておりますが、22度から導入して、少子高齢化対策の一環として可能な限りこれを継続したいと考えている状況でございます。

7番、認定こども園、つまり保育園プラス幼稚園機能、プラス英語教育2クラス、21年度導入でございます。現在、国では、この認定こども園の実現に大変に苦勞しているようでございますが、我々は既に自治体レベルでこれを2年前から実現している状況でございます。保育園の預け入れ機能に幼稚園の学習機能を加えまして、小学校への精神的、心理的準備を行うものがこの認定こども園と理解しております。既に研究会レベル、実践レベルで小学校教師と保育園教師との間での交流が行われております。さらに、遊びの中に国語と英語の学習が行われるよう配慮がなされております。県ではなく、村が独自に採用している優秀なアメリカ人教師マシューさんが頑張って成果をあげておられます。

本村では、保育園の保育士は同時に幼稚園教師の資格を持っておりますので、認定こども園にとりましては、得がたい存在でございます。子は宝でございますが、磨くことが必要で、既に保育園段階で磨き始めることが非常に大切だと理解しております。関係者のこれまでの努力を評価、感謝すると同時にさらなる努力の継続を期待したい次第でございます。

8番、NET、ネイティブ・イングリッシュ・ティーチャー、つまり英語を母国語とする教師のことです。これによる小中一貫教育、これが20年度に導入いたしまして、これまで文部省用語としてはALT、アシスタントランゲージティーチャー、いわゆる外国語指導助手として、主に英語を母国語とする若者が採用され、中学、高校で主に英語教師の助手として活動しているのが、このALTでございます。

しかし、私の見ている限り、例えば、中学では大卒で英語教師の資格をもつ外国人教師の自立性は極めて低く押えられ、日本人教師の手足として機能して

いるかに、そういう印象が強かったわけでありまして、これに対して、我が村では、村採用の英語教師を全教育課程、認定こども園、小学校、中学校を通じてALTではなく、NET、英語を母国語とする自立性をもった教師として扱うよう関係者をお願いしている次第でございます。

9番、働きながらホームヘルパー2級資格修得5名、22年度。この制度は北秋田市の社協のご支援を得まして、本年度5名の村民がホームヘルパー2級の資格を取得するに至りました。高齢化の進行と共に、若老介護、つまり若者が老人を介護する。そればかりではなく老老介護、老人が老人を介護する。これもいわば通常化してきております。村では全国初の制度として家庭内介護者に約10万円を限度として、介護保険の中から支援金を支出してきました。しかし、介護は特殊な技術のため訓練が不可欠でございます。したがって、介護を余儀なくされる人々が可能な限りプロとして自らの家庭を介護できるような制度が、この制度でございます。今後、この制度を資金の続く限り発展させてまいりたいと考えている次第でございます。

10番、財政再建でございますが、結論から言いますと、基金の取崩し原則禁止ということで、平成18年度末の借入金残高が58.5億円から平成23年度末39.5億円見込みでございます。これに対して平成18年度末現在高の基金が15.7億円から平成22年度末19.1億円増える見込みでございます。

この20年度予算編成で事務方から2億5,000万円の基金取り崩しの提案がございました。この調子では何年予算が組めるかということ、5年ということで、そのあとはどうするかということに答えはないわけでありました。したがって、結論といたしましては、原則基金の取り崩しはしない。しかし、緊急不可欠の場合3,000万円の基金取り崩しは認めるけれども、会計年度終わりには、収支を合わせ、基金の取崩しはゼロにするという原則を策定し、現在までこれを行ってきております。

これに加え、村が出している補助金を毎年原則10%ずつ削減し、これは大変評判の悪い制度でございましたが、本年度だけは10%カットはやっておりません。その成果が上記の数字になっているわけでございます。

11番目の米内沢総合病院解散の件でございますが、これによって財政負担からある程度開放されるというのが目的でございます。平成17年度に4町1村米内沢総合病院一部事務組合から抜けることが可能であったにもかかわらず抜けなかった結果、村は総額1.7億円の出費を余儀なくされてまいりました。将来の反省材料として忘れることのないように文書化すること必要と考えております。これから北秋田市民病院及び秋田市の諸病院のアクセスを、これまで以上に便利にするための交通アイデアと努力が不可欠であると考えておる次第でございます。

12 番、村内の全集落に光ファイバー設置ということでございますけれども、目的は福祉、それから企業誘致、これは 22 年度に完成予定でございます。総額 6 億円弱の設置工事費のほとんどが国の交付金で設置が可能になりました。これから維持費をいかに低く押えるか、そして、いかに便利な、そして安価なソフトを導入して村の福祉と経済活性化に利用するかということが課題になっております。

3 番、パソコン講座、基礎の 21 年度、中級が 22 年度から始められております。パソコン講座の目的は 3 つございます。第 1 はとりわけ高齢者の方が好奇心を持ち続け、情報社会に積極的に参加し、情報収集、情報発信を通じて、現役意識を持って健康を維持すること。第 2 は、ホームページを作成し、商売、ネット販売に結びつけること。第 3 は、村内でのコミュニケーションを密にすることです。村民各位の積極的な受講を願っているところでございます。

14 番でございますが、福祉有償無償運送、それから過疎有償運送（NPO）及び公営有償運送網の確立、21 年度でございます。現在、村には村の財政支援を伴った社会福祉協議会の福祉有償無償運送、村の直接支援のない過疎有償運送 NPO の非営利団体のもの、それから村営の有償無償の運送が存在しております。将来構想といたしましては、村ができ得る限り直接関与せず、民間団体による交通網の確立を目指すことにいたそうと考えております。これに加え、世界の CO2 削減の方向に合わせて可能な限り利用者の相乗りの習慣を身につけていただくこと、そして、人、物混合運送を目指したいと考えているところでございます。

第 15 番、国有林の 3 箇所では山菜採取入林料を徴収するというのが、1 人 1 日 1,000 円ということで、22 年度から導入されております。この制度は、既に昭和の初期に八木沢部落であったことを部落会長の佐藤良蔵さんから聞きまして、村長として実現することを約束してまいりました。数年かかりまして最初に林野庁を訪問し、そして現地レベルでようやく実現にこぎつけたところでございます。将来は国の協力を得まして、さらに国有林の村と国との共同利用の枠を広げて雇用につなげてまいりたいと考えている次第でございます。

16、公正な入札制度、つまり透明化であります。例えば、1 番札、2 番札の即時開示、それから発注額の 5 万円以下の工事、物件の順繰りの発注方式、それから飲食物順繰り発注などは既に実現されているところでございます。

数年前、ドイツで私のライフワークのための資料収集の傍ら、ドイツの自治体、つまりラント、それから連邦及び EU レベルでの入札制度に関する資料も収集いたしました。そこで感銘した既に 19 世紀のビスマルク時代に確立した 2 つの原則に遭遇いたしました。1 つは、当然のことに日本でも行われて実証されていることに、公共予算の効率よい遂行。2 つ目は、入札参加者の権利保障

でございました。この2つ目の原則の帰結が、国、都道府県、市町村の為政者あるいは官僚が、談合に目をつぶり、あるいは、積極的に官製談合を行ってはいけないという結論でございます。私は、この方向での努力を続けてまいりました。これからもさらに制度の改善を遂行する所存でございます。

第17、公正かつ透明な人事採用政策、臨時職を含む公募制度の充実ということで、20年から始められた制度でございます。村長就任以来、採用は極力控えておりましたけれども、採用に際しては、外部者にもお願いして各自の評価を数値化したしまして、これを土台として協議する制度といたしました。特にプライバシー保護の枠内で採用結果も公表することにいたしております。

18、敬老会の受益者負担500円、祝う側の全面負担2,000円ということで、20年度から実施しておりますが、村の節約の一貫として敬老会も参加者に受益者の一部負担として500円出していただき、お祝いに参加する人々には村長含め2,000円を出すことに改めまして、議会の一部では、だいぶ不満が表明されましたけれども、現在では定着いたしましたものと理解しております。病気その他の理由から敬老会に参加できない人々を省み、一部負担があっても恵まれていることの喜びをかみしめることが可能であろうと理解しておる次第でございます。

19、野菜の多種少量プラス春夏秋冬通年生産の奨励ということが、20年度から22年度まで継続していることでございますが、いわば就任以来、野菜の多種少量生産と春夏秋冬通年生産を奨励してまいりました。なかなか思うようにはまいりませんでした。村の試作センターの努力によりまして徐々に前に進んでいるように思われます。ひまわり会は、販売日数が増えまして、したがって、収入の方は、少しは増えているようでございます。しかしながら、高速道路無料化により285号の通行量が減りまして、したがって、道の駅の売り上げも減っておりますが、魅力的な野菜、加工品の増加によって、これに対応していただきたいと願っている次第でございます。

最後に、水道料金の値下げの問題であります。月額2,625円、10立方までありますが、それから1,680円、これは5立方まで、それから超過料金1立方53円から95円と、利用者の約70%の負担軽減となっておりますので、これは残念ながらいまだに実現しておりませんが、議会の多数の方々のご理解により、圧倒的多数の村民の方々のために、これまでの制度を改善し、より公正な制度をできるだけ早く実現したいと望んでおる次第でございますので、皆さまのご協力のほどお願いしたいと存じます。

ご存知のように、事案によりましては既に完成されたもの、不断に改善を必要とするもの、緒についたばかりのものなど多数雑多でございますが、引き続き完成させる所存でございます。ご協力のほどお願い申し上げたいと存ずる次

第でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（武石善治） これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（武石善治） 日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。1番 齊藤鉄子君。

（1番 齊藤鉄子議員 一般質問席登壇）

○1番（齊藤鉄子） 村の基幹作目は稲作と考えております。今年の稲作は、田植後の低温で初期成育が抑制され、穂数不足となり収量の大幅な減となりました。また、夏の異常な高温は、品質の低下を招きました。また、生産者価格も引き下げとなり、まさに農家にとってはトリプルパンチを受けた状態であります。

そして、22年度の作況指数が、本県では94となっておりますが、全国では99の平年並みであり、また、22年産米は生産過剰となり、21年産の持ち越し在庫35万トンと合わせると、23年度は約50万トンの需給ギャップが発生するようで、米価下落に歯止めがかからなくなるのではないかと心配されます。

さて、我が村の今年度からの個別所得補償モデル事業の内容ですが、JAからの情報によりますと、22年の米販売額は、1億5,596万円。転作交付金3,371万8,000円、それと個別所得補償が4,474万5,000円で、合計2億3,442万3,000円であります。

21年度の米販売額は2億3,006万4,000円。これに転作交付金が2,891万5,000円、合計2億5,897万9,000円であります。比較してみますと2,455万6,000円の減となっております。個別所得補償で補填となっても農家の所得は大きく減少しております。

今年の米販売契約者数は141人、昨年は149人で、8人しか減っておりませんが、昨年と比較してみますと米販売額だけでも7,410万4,000円の減少となっております。平成11年の米出荷契約者数は313人もおりましたが、10年間で172人も減少しておりました。この要因として、農家の高齢化もありますが、米価の低迷や生産資材の高騰による所得の減少で、農家はやる気をなくしてきております。

高齢化率が全県一の村であり、5年後、10年後を考えますと、担い手不足、農業従事者不足は深刻な課題だと考えます。5年後、10年後をもっと先送りできるような、農家が意欲を持って生産できる支援づくりを村ではどのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長（武石善治） 村長。

(小林宏農村長 登壇)

○村長(小林宏農) お答えいたします。農政におきましては、国の政策、そして県の政策、そして、それを補完する意味での市町村の政策というものがございすけれども、その中で、我が村がどのようなことを行っていかと、こういうことは非常に重要な案件でございます。

秋田県では、今年度産の農作物の販売収入を前年に比べて減少した農業者などに対しまして、来年の営農に必要な運転資金として、5年返済、うち1年据え置きで、実質1%の利率で融資を行うことを検討して間もなく実施されることになると推定されます。これにかかる利子補給は、基準金利2.85%に対しまして、県が2分の1、村と金融機関が、それぞれ4分の1を負担することで本議会に債務負担行為をお願いしておる次第でございます。

ご存知の、いわば環太平洋連携協定TPPでございますが、この問題につきましては、国でその対応をいまだ結論づけていないのが現状でございます、結論を来年の6月まで延ばすということのようでございます、県でも独自の対策について予算措置をしていないのが現状でございます。国、県の農家に対する対策を確認しながら、そのかたわら、その不足分について、他市町村の対応も考慮しながら、村独自の支援対策を検討してまいりたいと考えておる次第でございますが、あくまでも、これは金融的な支援の状況でございます、抜本的な改革を村独自で行うということは、現時点では、なかなか難しい状況にあるというのが現状でございます。

このTPPにいたしましても、これは非常に難しい問題ございまして、村の職員も東京に行って調査してまいって、報告も現在出ておりますけれども、TPPに参加するようなことになれば、急激に農業生産が、もう2分の1以下になるのではないかとという危惧もございまして、また、農産物の自給率も40%から14%に下落するのではないかと、そういう、しかし、これは農林省の推定ですから、農林省は学者をいろいろ利用しながら、自分たちに都合のいいような数字を出しているというのも現状でございますので、そこいら辺は100%信じていいものであるかどうか、これは問題でございますけれども、しかし、いずれ改善が必要であることは当然のことでございます。この加入自体を先延ばしすればするほど、我が国にとっては、全体としては不利な状況が出されるということでございますので、相当慎重に、しかも迅速に事を運ばなければならないということは当然のことでございます。

そうは言いまして、補助の実態を見ても実際にこれに対して、農業団体が積極的に反対している現状でありまして、私どもも現在の状況では、唐突にこれに参加することには、いろいろな前提条件が実現されるめどがたった時点で加入することが必要であろうと思うわけですが、しかし、その前提条件

ができないから先延ばしするということでは、日本全体の、いわば活力が段々なえてくる危険性もございます。

ただし、一面的に今の与党が、例えば前原外相が、T P P参加への反対論に批判いたしまして、G D Pにおける第一次産業の割合が、現在、日本では1.5%、農産物の割合でございますけれども、1.5%を守るために、98.5%のかかなりの部分が犠牲になっているという発言は、これはあまりにも一方的だ。都市型志向の表現でありまして、これを正しいとするためにはいろいろな比較が必要でございます。

我が国は1.5%であることは間違いないわけではありますが、米国の農林水産量というのは1.1%、日本よりもはるかに低いわけでございます。また、E U、欧州連合でございますけれども、これはやはり1.6%、日本とほとんど変わらない状況であります。日本とほぼ同じウエートであるということができると思いますが、このE U、欧州連合は環境や国土の保全、食糧安全保障などの農林水産産業の多面的な機能を重視する立場から、農家などに手厚い所得補償政策を取っております。例えば、E Uの農民への農業所得に占める直接支払いの割合というのは78%に及んでおります。これに対して、我が国は23%、これはE U比べればはるかに補償が低いということ。これを全く変えもせずに、ただ、唐突にT P Pに参加するということは、非常に危険であることも、そのとおりでございます。だから、そういう農業の多面的な機能を重視しながら、これを行っていかなければならないと、私どもは考えておる次第でございます。

そういうことから、決めなければならないことは多々ございます。特に農業問題はその典型的な例でございます。一与党だけでこれができるとは、私は思いません。この問題に関しては、与野党が協力しあって、この農業問題、特に補助の問題を積極的に考えて、また、ばらまきの形ではなくて、一定の競争力がある規模にまで到達できるような形での選択的補助を積極的に行っていく、日本農作物自体が輸出できるような方向まで力を付けられるような、そういうプログラムを設定しながら、積極的に、こういうT P Pに入る交渉も行っていくなければならないと感じている次第でございます。

具体的な農業所得者に対する村独自の補助というのは、現在は金融的な補助以外はなかなか現実化するのには難しい状況にありますけれども、これは、やらないという理由にはなりませんので、鋭意努力してこの問題の解決に活動してまいりたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（武石善治） 1番 齊藤君。

○1番（齊藤鉄子） 国の事情など、いろいろご説明いただきまして本当にありがとうございます。ですが、私は村自体のことを申し上げております。村そ

のもので収入がかなり減っております。それで、他市を見ますと、国の補助はもちろんでありますが、そのほかさらに独自に助成をしている市があります。飼料米の補填や比内地鶏農家への支援など、その他独自の、その特産の野菜づくりへの支援も独自で行っている、そういう市など知っております。

村でも、野外試作センターなど畑作は試作して農家に指導してくれている、そういう体制は整っておりますけれども、そのあとの支援といえますか、そういうのはないように思います。農家自身の判断で農協への出荷や直売など、そういうので所得を図っていると、農家自身の努力でやっていると思っております。

以前は、村の特産物には村独自の補助があったように思います。補助金、奨励金なども出していたと思いますが、今はもう、いつからなくなったのか、今もうなくなっているように思っておりますが、それで、今年の例をとりますと、食用ほおずきは、あまり良くなかったという話を聞いております。それで来年はどうしようかという、そういう意欲をなくしている農家が現実にあります。来年はもっと頑張れるよう、もっと面積を増やそうと、そういう農家を増やすこと、そういう政策が必要ではないでしょうか。例えば、種籾の購入の補助を出すとか、そういった具体的な政策を要望いたします。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 村が積極的に支援するということは、必要不可欠であることは論を待たないことでございますけれども、具体的に当事者が何が必要であるということも、ご自分で考えられて、積極的に村の側に請求するということも必要でございます。その両方がマッチして初めてそういうことが可能になりますので、かつて、その新しいことを行う場合に補助があったということであれば、それをまた産業課に問い合わせて、これがまだ残っているのか、どうなのかということ問い合わせて、自分が具体的にこういうプロジェクトを考えているので補助ができないか、いただけないかというようなことの具体的な交渉事も、産業課に積極的にご提案くださるならば、こちらとしても積極的に対応できる可能性はございます。

いずれにせよ、主役は誰であるかということ、農業経営者自身でございまして、私ども、いかにそういうことを鳴り物入りで、こういうことが可能だということをして、実際の当事者自体の積極的な活動がなければ、やはり天は自ら助くるものを助くという原則が大事でございまして、その点からいまして、例えば、ほおずきに関しましても、今年は全地域において猛暑が原因となって壊滅状態になったということも現実でございまして、でも、こういうことは毎年続くものではございません。来年ならばまた状況が良くなる可能性がある。だから

ら1度失敗するともう辞めたということではなくて、積極的に自分自身で自助の精神を発揮して頑張っていたら、村としても、そういうことに、その方々に具体的な支援を行うことにやぶさかではございませんので、ぜひ、その点具体的にご提案をしていただきたいと、こういうふうには思っている次第でございます。

こちらの側としても、春夏秋冬、切れ目のない生産を行うように皆さまにお願いしているわけですが、なかなか実際には重くて、思うように動かないというのが現状でございます。そういうことで、やはり試作センター自体も独自のものを開発して、それを、いわば試験的に産業祭に出して売ってみたり、そういう点でいろんなことをやっておりますけれども、なにせ、これが実際にペイして、そしてよく売れて、そして、懐が暖かくなるという自体が十分に証明されなければ手を出さない習性が、我が村に、どうもあるようでありまして、1度失敗するともう止めた、こういうこともよくみられる現象でありますけれども、そういう点で、やはりもう少し根強く、しつこく問題を取上げて、継続性を維持してやる限りにおいて成功に導くことが可能であるということが必要であろうと考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 1番、齊藤君。

○1番（齊藤鉄子） 継続が足りないというお話でございましたけれども、その農家の意欲をかきたてるためにも、その補助体制、そういう支援づくりが必要だと思います。その特産品でございます。特産物づくりのためには、やっぱり農家自身もそうですが、村でももっと支援して、もっと伸ばす政策、そういったことが必要でないかと思いますが。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 全くおっしゃるとおりでございます。私ども、1年前からそういうことに対して、特産品の開発を含めてコンサルタントに来てもらって、いろいろ現在道の駅を中心として、これがどの程度のもになるかということで、いま鋭意努力しているところでございます。こういう点で、道の駅を中心として販売がうまくいくように、まずブランド製品を、ブランド商品を開発するというのを、いまやっている最中でございます。どのようなものになるか、これは結果をみないと分かりませんが、現在進行中であることは、そのとおりでございますので、場合によっては、補足的に産業課長に説明を求めることも可能でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 1番 齊藤君。

○1番（齊藤鉄子） 産業課長はどのようにお考えか。

○議長（武石善治） はい、産業課長。

○産業課長（小林悦次） 齊藤議員から、いまお話がありました件につきましては、少なくとも、22年度分につきましては、先ほど村長から説明があったとおり、農家の減収部分については、今年度の支出負担によって来年度以降5年間分について資金提供する。その分の利子補給を考えております。

それから、その特産品に関しては、阿仁部地域協の中で特産品を決めまして、特産物を決めて、その部分については割当てを決めていくと。いわゆる、その部分についての補助金の部分を考慮して対応していくということであります。

それから、23年度以降の、いわゆる比内地鶏、飼料米、それから種子の購入等につきしても、いまのところ、他市町村との関係、対応の関係、それから当然JAの対応の関係等を勘案しながら、そして国、県の部分の不足の部分で対応できる部分を、23年度の予算の中で検討させていただきたいと。当然、今年度進めております食用ほおずきの関係につきましても、村長から話されたとおり、いわゆるプロジェクトの中で農産加工を進め、実施しておりますので、それに係る部分については、原材料購入について、今年度、原材料をわけるのに苦労していますので、途中からではありますけれども、単価については上げさせていただいて、できるだけ農家の方々に今後も栽培面積を増やしていただけるような対応をとっていくと。当然、その23年度につきましても、これから予算計上するわけですが、査定の段階で予算が計上になれば、議会の承認が得られれば、来年度以降もそういう形で、いわゆる緊急雇用等の交付金を活用させていただきながら対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（武石善治） 1番、ただいまの質問している事項は、再々質問やっておりますので、項目をかえて進んでもらいたいと思ひます。齊藤君。

○1番（齊藤鉄子） 1番目に関しては、これで質問を終わりますけれども、ぜひ、当局には前向きな政策をお願ひいたしたいと思ひます。

2つ目に入ります。光ファイバー事業は、いよいよ徐々に各家庭にIP告知端末機器が設置となり、村からの情報や災害情報また安否確認など、高齢者見守りシステム体制が万全となりつつあると思ひます。しかも、利用推進の当たり住民サポートとして、4名の臨時雇用をしてきめ細かな活動サービスで周知徹底を図ってくれることは、高齢者家庭や1人暮らし家庭には安心なことであると思ひます。

でも、もっと安心して暮らせる村にするために、光ファイバー網を利用して携帯電話みたいに持ち運びできる器具を利用した体制づくりや支援づくりができればもっと万全な見守り体制ができるのではないかとと思ひます。東京のある

自治体では実施していて、見守り体制が整っているようであります。いかがお考えでありますでしょうか。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） いま大変具体的にいい部分に気づかれていることであろうと感じたわけではありますが、いま、具体的に電話に出ることができないような人にどういう形で支援するか、サポートしていくかということになると思います。現在の状況についてご説明申し上げますならば、各家庭にはIP告知端末、いわば簡単に言えばテレビ電話が設置されることになって、いま逐一これが設置されるようになってきておりますが、このIP端末に出るのに時間がかかるという方は、でき得る限り普段居る場所に設置していただく方法、また家庭内であれば、市販のケーブルを購入して延長することも可能でございます。

そういう意味でサポーター4名を設置し、2月からですけれども、採用し、操作説明など細かな支援を行っていく予定でございます。もし電話に出る前に切れたとしても、発信履歴が残りますので、誰から電話がかかってきたかということが分かるようになって、これももちろん、サポーターに説明させることになっております。

また、IP告知端末専用で画面なしの子機を購入することも可能でございますが、この購入については、個々に対応していただく、つまりご自分でお支払いいただくという、そういうふうになるというふうに理解しております。いずれにせよ、こういう便利な機械ができていますので、でき得る限り、このご不便をおかけしないように技術的な面につきましては、できる限りのことをやってまいりたいと、こういうふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（武石善治） 1番 齊藤君。

○1番（齊藤鉄子） 現実にある自治体では、そういうことをやっているわけです。この村自体ではやるとしても、分散的にあまりお金がかかりすぎることでしたら、この村から発信して、他の自治体と連携を組み合わせながら、そういうシステムづくりをしていくような方向にもっていけばどうでしょうか。そうなるともっと万全な体制になると思います。子機ですと、ポケットに入れても持ち運びできるとか、そういうのではないので、携帯電話みたいな、そういう軽くて簡単な機械で対応できるような体制を考えたらどうでしょうか。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 具体的なことに関しましては、費用対効果のことも考えまして推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武石善治） はい、1番 齊藤君。

○1番（齊藤鉄子） よろしく願いいたします。以上、これで質問を終わります。

○議長（武石善治） はい、ご苦労さん。

3番 長井君。質問に入る前に、途中で、おそらく時間になると思いますので、1つ項目ごとにつめて、多少の時間のずれはあったもいいので、1つそういうことで配慮して願いたいと思います。はい、3番 長井君。

○3番（長井直人） 現在、我が村では高度情報化推進事業として、村内全域に光ファイバー網が整備され、今月初旬から光回線も開局されておりますが、果たして村民のどの程度の方々が有効に活用できるのか懸念されます。

しかしながら、幹線の効率のよい利用方法が他にあったのではないか、他に予算を投じてでも布設すべきシステムはなかったのか。計画段階のあれもできる、これも可能であるという説明と計画の最終決定内容とは、大きな差異があると感じているの私だけでしょうか。

それでは1つ目の質問に入らせていただきます。

沖田面集落内村営住宅の地上デジタル放送への村の対応についてお伺いいたします。

今回の地デジ化においては、今現在、村内の同じ村営住宅において小沢田地区と沖田面地区では、その立地面から大きな格差が生じています。村長は、その内容をご存知でしょうか。話によると村当局としては、村営住宅においては、地上デジタル放送受信のための予算計上はしない。あくまでも入居者個人で対応して欲しいというスタンスをとっているようですが、これについては、今現在も変わりがないのかお知らせ願います。

村としては、こうした地域格差をどのようにとらえ、沖田面地区の地上デジタル放送受信についてどのような対応をとるのか、村長の考えを伺いたと思います。村当局の方向性、考えは、住宅入居者にしっかりと伝えられているのか、入居者も対応に困っております。はっきりとした方向性を示していただきたいと思います。ご回答いただく前に今1度申し上げますが、同じ村内において、しかも、村営住宅で入居する地域によって地域格差が生じるというのはおかしいと思うのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） いまのご質問に関しまして、ご質問の趣旨をかいつまんで要約しますと、同じ村営住宅であっても、今回の地デジ化においては、小沢

田と沖田面で集落による格差が生じていると、これが不公平であると。村としては、沖田面集落内の村営住宅に対する地上デジタル放送受信についてどのように考えるかと、どのような対応をとるか、また、その旨は入居者にしっかりと伝えられているか。それから、同じ村内で地域格差があるという、これはおかしいのではないかという、そういう質問の趣旨であろうと理解しております。

これにお答えします。今般の地デジ対応といたしまして、小沢田地区は中継局の改修を既に行いまして、各家庭への配線については、既存線を既を使用しております。これに対して沖田面につきましては、ギャップファイラー方式を採用しておりまして、各家庭では受信アンテナを設置しなければならないという、最初から、出だしからそういう方式になっております。これは、村が命令してこれができているものではないということをつけ加えます。

沖田面テレビ受信組合では、アンテナの設置費用負担を個人としておりまして、沖田面地区村営住宅についても、これに準ずるとして対応しております。そのため、村で村営住宅にアンテナを設置することは、前にも考えておりませんし、現在もこの考えは変わっておりません。

なお、村内の事業者には、住宅入居者からアンテナ設置について問い合わせがございました場合には、個人設置である旨お伝えいただくようにいたしております。もし小沢田地区においてもアンテナの設置がいつか必要になることがあるとすれば、個人の設置で行っていただきたいと考えておる次第でございます。

また、前述の村の考え方につきましては、入居されている方から問い合わせがあった場合には、この旨お知らせしておりますが、全入居者には知らせておりませんでした。このため、既にアンテナを設置されている方もおられますが、個人設置していただくよう12月10日付けで通知させていただきました。対応が遅れたことにつきましてはお詫びいたしますとともに、ご理解をお願いいたします。重ねて申します。沖田面地区であれ、小沢田地区であれ、アンテナの設置はあくまでも個人負担が原則でありまして、これが住宅であろうとなかろうと一緒にございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） ご回答ありがとうございます。あえて冒頭で要約しなくても、内容的には全くそのとおりだと思いますので、何のための要約なのか分かりませんが、あえて申し上げますが、今回のこの地上デジタル放送に関しましては、状況的には、小沢田地区、沖田面地区のその住宅に関しては、村長のおっしゃるとおりであります。しかしながら、これは小沢田、沖田面に限ったことではないのですが、全村的にも、この地デジの対応においては、集落におつ

てその状況がかなり違います。そこのところの内容をよくご理解されてない回答じゃないのかなというふうに僕は認識しましたが、集落によっては集落で実費をだして、負担をして国の補助等を受けて対応しているところもあります。また、NHKの補助なんかも利用して対応している集落もあります。場合によっては全くそういった出費もなく、NHKの方で幹線を整備して、無料で、要は地デジ対応のテレビさえ付けさえすれば受診ができる地域もあるという現状であるということを再度ご理解いただいた上でお答えいただきたいのでありますが、小沢田地区の住宅においては、後者のとおり全く実費を支払うことなく幹線が整備され、地デジ対応のテレビさえつければ、または現状のテレビでも地デジ対応のチューナーさえつければ受信可能ということでもありますので、当然実費で補うべきものであるというのは当然のことだと思います。

しかしながら、沖田面地区の住宅に入居していた人は、また、これからする人は、そういった形で沖田面地区は、たまたまNHKの受信塔があるということで、こういった補助を受けなければ、また実費を出さなければ今回の地デジに対応できないということで、ギャップファイラー方式を採用して、なるべく集落の実費を抑えて行うことになりました。しかしながら、沖田面地区の住宅の方々が、もし、このギャップファイラーの送信を受けるとなれば、単に受信機を設置するだけではだめです。いいですか、村長。当然各個人に受信機を設置して地デジの対応のテレビまたはチューナーを準備しなければなりません。

それはさることながら、衛星放送も受信するとなれば、さらに衛星のアンテナをたて、それを実費で設置しなければなりません。また、このギャップファイラーを受信するに当たって沖田面の共同受信組合に加入しなければなりません。現在、この加入費は、今後、ギャップファイラーになったことによって検討の余地がありますので、どのぐらいの出費になるのかは定かではありませんが、当然、加入費または年会費の出費が必要になってきます。

また、住宅を退去する時、また当然入居する時には、これの設置費、撤去費がかかってきます。当然、つけるところが同じであれば、その加工にも経費がかかりますし、住宅の劣化にもつながる可能性があります。そういったもろもろのことを考えれば、どうでしょう。小沢田の住宅が空いていれば、迷わず小沢田地区に入るのが当然ではないでしょうか。

同じ村営住宅でありながら、こういった格差が生じるというのはおかしいのではないのかなというふうに、私は考えます。これが各個人の家庭につける必要はないものでありますので、住宅に1つ電柱を設置して、そこに受信機を設け、そこから各住宅に流すということも可能なわけでもありますので、村としていま1度対応を考えていただきまして、まだ期間はあります。やはり村営住宅の利用、そういったものを促進する、また、若者世帯の村への帰郷または村か

らの通勤等を促進するのであれば、そういったところにも、やはり目を向けて対応していかなければならないのではないのかなというふうに思います。

村長は、あくまでも実費負担、自己負担ということでおっしゃいますが、冒頭で光ファイバーの件を申し上げました。当時、光ファイバーの話があったとき、または地デジ化に関しても話があった時に、私は、こういった光ファイバーの幹線を使って、そういった難視聴地域または実費を出さなければならない集落にも、この光ファイバーの幹線を使って、地デジの放送ができればなというふうに考えたわけではありますが、やはり時期的なもの、そういった補助の関係等がありますので、なかなか難しい、また、村としての実費の対応もありますので、そういった予算的な面もあって、なかなか難しいというのはあるかと思いますが、やはり先を見越して、そうした方向で考えていかなければ、より効率のいい利活用の仕方ができないのではないのかということでお話申し上げましたが、今回、八木沢集落において、この光ファイバーの幹線を利用して、当然、各家庭まで配線がされたと思います。

ということは、八木沢集落の方々は地デジ対応のテレビまたはチューナーをつければ、各家庭で出費なしで地デジの放送を受信できるということになるわけですね。こういった格差はどういうご説明をするのでしょうか。当然、八木沢集落の方々は、村の光ファイバー網の幹線を使うことになりますので、例えば、その工事費の一部を集落内で分割で負担していただくとか、幹線の配線利用料という形で、月々いくらかもらうとか、そういった方向でも考えられます。当然、南沢の受信点から光ファイバー網に乗せてもっていているわけですので、八木沢集落の方々においては、南沢のテレビ組合に加入しなければならないのではないのかなというふうに思われます。そういったところはどうなっているのか、ちょっと分かりませんが、そういった状況もあります。これについては、大変集落的にも不平等なところもありまして、八木沢集落を責めるわけではありません。たまたまそういった工事の施設が、そういった時期に間に合ったということで、こういった利用がされた。これは大いに結構であります。ただ、村営住宅に関しても、同じような形で対応できるのではないのかなということで、例として申し上げました。いかがでしょう。村長。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 地デジと実は光ファイバーの関係というのは、非常に難しい問題でございまして、これは、また設置する時期にもよるわけであります。例えば羽立は、我々が光ファイバーを受注するはるか以前から、もう光ファイバーを設置しました。それで物事が動いていると、しかし、結局、これは部落単位でのやり方でありまして、そういう形で行われて、それが始まる時期によっ

て、こういうこのラッキーであったと、そうでない場合もいろいろあるわけ
でございます。これに対して、いま、これから光ファイバーを何年後に設置する
から、お前たちもう少し待てとか、そういう命令口調のことは、村はやっては
いけない。やるべきではない。自由に動かして、それでやるという。でも、現
状は、アンテナ設置はあくまでも個人負担という原則で、この村ではずっと動
いてきているわけでありまして。たまたま、そういうその始まった時期のことに
よって、いろいろラッキーであったり、そうでなかったりすることはあるわけ
でありますけれども、これは、もちろん村当局が意図的に導入して、そういう
状態が出てきたものではない。あくまでも、アンテナ設置というのは、個人負
担を原則として行くと、たまたまうまくいって、こういう光ファイバーが設置
する予算内で、それができれば、例えば、予算の枠内でこういうことを実現し
ていくということは可能であります。

しかしながら、結果としてある種の不平等が出てくることは、これは行政の
時期と、そういうことによっては不可避なことではございまして、あまりにも大
きな落差でない限りにおいては、お互いに我慢していただくという、そういう
やり方でこれからもやっていきたいと思えますし、私どもは原則を変える予定
は、アンテナの設置はあくまで個人負担であるということにおいては、小沢田
におきましても、あるいは沖田面においても、たとえ住宅の人間であっても、
そうでなくても、この原則は変わりません。

また、住宅に入る人たちはいつか出て行くということもあり得ないことでは
ございませぬ。その時には、自分が設置したそういう設備の費用をあとで来る
人に売り渡すことも可能ですし、また、それを取って持っていくことも可能で
ございませぬが、いずれにせよ、それは個人のいわばアイデアの枠内で、この問
題は個人的に解決していかれる方が、おそらくいいのではないかとこのように
感じております。

以上です。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） これ以上、何を言っても無駄なような気もしますが、最
後にもう1回ありますのでお話申し上げますが、時期は村としてのその方向性
さえ考えていけばどうにでもできるということで、時期がどうで、集落単位で
どうのというようなものでもない、全体で行うと思えば全体でできるし、そ
ういった時期も余裕があるわけですので、そういったスパンの中で考えれば、
そういった方向性もあったのではないかとこの提案ですので、まあ、そこにそ
れほど固執はしませんが、現在、こういった段階で進んでいるという現実の中
での話であります。

そこで、住宅に関していま1度申し上げますが、普通一般的にアパートまた

はマンション、こういったものには、入ってテレビさえつなげばテレビをみられるというのがごく一般的であろうと、私は認識しております。村営住宅は違うのでしょうか。これに関しては、多分、現在の村の住宅にテレビの配線は、これは村費で多分つないでいるのではないのかなというふうに思うのですが、例えば、テレビ受信組合で配線を管理している受信点、これにおいて入居者が入居した時点で、その配線から住宅につないでいるのであれば、実費で、そうであれば村長の言い分も分かりますが、現在の村営住宅において、そういった方式はとられていないと私は認識しております。

そういった中での今回の国の政策での地上デジタル放送化であるということでありまして、先ほど申し上げた住居として貸付けする限りは、その設備は当然至極ついていなければならぬ設備でないのかなというふうな認識を覚えますので、あえて今1度お願い申し上げます。

村営住宅には、できる限り、こういった形であれ、個々につけろとは申しません。村営住宅に受信できるような何らかの策を講じていただけることを、再度お願い申し上げて終わらせていただきます。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 現在の問題点というのは、たまたまこれが、アナログが地デジに変わったという時期に一致しておりますものですから、その時期にたまたま至ったということでもありますけれども、受益者負担の原則は変えるつもりはございません。その範囲内で、皆さまにそれぞれの組合のレベルでやっていただくという、それは、いろんな意味でその住宅を貸す場合には、完全状態で貸すことは、それは理想ではございますけれども、全て費用対効果の枠内で物事を感じていかなければならないものでございますので、いまの段階で個人負担という原則を変えてまで、何かをやろうという、そういうつもりはございません。

以上でございます。

○議長（武石善治） はい、3番。

○3番（長井直人） 次はどうしましょう。午後から……。

○議長（武石善治） どういうふうにしたらよろしいでしょうか。

途中で区切りのいいところで、同じ項目入っていくわけですが、区切りのいいところで、止められるのかどうか分かりませんが。

（長井議員「これで1つ目が終わりますので、ここで区切ってもらってよろしいです。」と呼ぶ）

○議長（武石善治） はい、議員の皆さんにお願いします。いま、3番の方から次の質問に入っていくわけですが、途中で質問中に時間等の関係があります

ので、これは暫時休憩をして、お昼にしまして、午後1時からにするということとでどうでしょうか。3番、よろしいですか。はい、そういうことで、では、お願いします。

○議長（武石善治） 予定どおり1時ということで、1時に再開しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

休憩します。

11時45分 休憩

13時00分 再開

○議長（武石善治） 会議を再開します。3番 長井君。

（3番 長井直人議員 一般質問席登壇）

○3番（長井直人） それでは、午前中に引き続き進めさせていただきます。

村長提案、村長発言に対する責任は誰がとるのかということ、やや過激で、また前回のように質問者の話も聞かないで、要旨に対する反論のみを抽象的にお話されていても一般質問の意味がありませんので、あえて冒頭で申し上げますが、質問に対する答えを求めるものでありまして、村長の論拠を伺うものではありませんので、そういったものは村広報を使わずに自身の論文なり、かわら版で掲載していただくよう、今回は的確な回答をお願ひ申し上げます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

村長提案、村長発言のみならず、村の施策において全責任を負うのが村長であると、結論から先に申し上げますが、この認識に間違いはございませんか。

さて、村長自身が今期の村長選で掲げた次期政権の努力目標11項目について、今期最終年度残すところ後4カ月あまりとなった現在、どの程度進捗し、その結果は出てきているのでしょうか。

村民は、どう捉えているのでしょうか。あえて項目を追って問いたすのはここでは避けますが、また、今回の村長の所信表明にも、これまでの成果等が申し上げられておりましたので、あえて控えますが、村長ご自身は、この努力目標の成果を、総括としてどう捉え来期へ臨むつもりなのか。

所信表明として、新聞等では、来期への出馬表明というような形で載っておりましたが、今回の所信表明、これまで4年間の政策についての総括として所信表明されましたが、それが来期への出馬とあたるのかどうか。村長の所信表明にもありましたが、小林政権の目指すところ、方向性を簡潔にお知らせ願ひたいと思ひます。

というのも、今期は、そのスタートからこれまで、唐突かつ突然な村長発言や提案が幾度となく村内外を賑わせました。これが何を意図するものなのかは、私のような凡人には分かりませんが、議員も知らない、村民も一部の村民以外

は全く知らない、場合によっては、村当局ですら直前、前日、あるいは当日まで一部の人しか知らない内容がメディアによって、または、村外の住む親族や知人、友人によって知らされるという現実を、村長はどう捉えていらっしゃるのか。

情報操作、メディアによる全国への発信、PR、ご自身のアピールは結構ですが、もっと村民にも目を向けていただきたい。これまでの発言や提案には、ことを成し得たもの、志半ばのもの、不本意ながら断念せざるをえなかったもの、多々あるわけではありますが、これらの発言や提案に長としての責任があると認識しているのかどうか伺いたいと思います。

というのも、学識があり、大学教授を経て村長に就任した小林宏農氏が、この先、何を目標に掲げているのかは皆目検討もつきませんが、自身の考えを、何でもかんでも言った節では困ります。どこに、誰にPRしたいのか、その思いの先は村民でないように感じているのは私だけでしょうか。

事を成すためには準備の段階が非常に重要で、事前の協議を十分行えば、よりスムーズにいく事は流れます。担当者、担当課、担当課長、当局執行部、議員それぞれでもまれた、協議された案件の方がよりスムーズに安全、安心な事業として展開可能であると思います。もっと村民に近いところで分かりやすく説明しながら、自身の発言や提案に責任をもてるようなアプローチを心がけていただきたいと思います。

これまでで最も分かりやすい例をあげると、1つは大人の学芸会であります。これは平成20年元旦に配布された新年のごあいさつの中で、村長ご自身の提案であります。村に全村的な盛り上がりの火がまだ不足しているとして、翌年の21年2月を想定して提案したものではありませんが、いまだ実現どころか、計画すらされていない現状です。一体何のための提案だったのか、期日や内容まで明記し、長自らが提案しますと断言した、文書主義の村長が自ら文書として残した行動なき提案であります。

2つ目は、更正施設の誘致であります。今回の所信表明の中にはありませんでしたが、これは、まさに唐突かつ突然の政策でした。内容的にもまだまだ流動的で方針すら明確にされていない中での協議に、議員はもとより村民も大きく揺れました。誘致地区となり得る沖田面地区では予想以上の大きな反発にあり、憤慨されていたようではありますが、村長自身、今年度再度村民にそのぜひを問うと明言していたはずですが、12月半ばを迎える今になっても触れられることすらなく、一体何事もなかったかのように封印されてしまっています。一体どうなっているのでしょうか。

何度も言うようですが、自身の提案や発言に対して、もっと責任をもつていただきたい。たださえ、事前の協議もない、議員からの指摘事項は難癖される

唯我独尊我が道を行く的な村長であればなおさらであります。

ご存知のこととは思いますが、この更正施設の誘致と光ファイバー設置を絡めて各集落を回り、物の分からない馬鹿な議員を村民の皆さんから説得してください、とまで自ら言って歩いたのは、何を思っているのでしょうか。また、某テレビ局の取材では、村の議員は、との質問に対して、あんなものろくなやつがない。論理的思考がないから扱いに困っている、学生ならいいけど議員だから困る、ばかやろう、勉強が足りないなんて言えない、とまで答えております。

ご覧になられた皆さんも、この中には大勢いらっしゃると思いますが、いかがですか。議員皆さん、村当局の皆さん、全国ネットのテレビの取材で言うべきことでしょうか。ほかに訴えるべき場所や人があるのでは。アピールするところがあるのではないのでしょうか。自身への興味を生かして村のPRに結び付けられないものでしょうか。上小阿仁村への好印象を与える布石にできないものでしょうか。そう思うのは私だけでしょうか。

また、職員についても、こう発言しています。職員には何かいい考えをもったら提案するように、と言っている。として、続けて、しかし、ここで生活してここにずっと居て、外に出ていかない人間が問題意識をもって何かやれって言ったて、それはちょっと無理でしょう。こう発言されております。どう思われますか。村当局の皆さん。こんなことを言われて職員がやる気になりますか、誰がついていきますか。権力、知力だけでは人はついていきません。村長ご自身の責任は、発言の責任は一体誰がとるのでしょうか。今1度よくお考えいただいて、自身の発言の及ぶ範囲を考えて自重していただきたいと思います。

むしろ、私が危惧するところは、村長ぐらいの方なら、言われるまでもなく、当然、これらのことを理解し、それを計算にいれ、想定して発言していて、こうした情報操作も自己PRも全てが確信犯だとするならば、はたして小林宏農氏が、このまま村長でいてよいものでしょうか、と疑念を抱かざるを得ません。はたして、その真意はいかななものでしょうか。お答え願います。

以上です。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 次期政権の努力目標、11項目というふうにお話いただいておりますが、私の理解では11項目というよりも、むしろ、もっと数が多くて19項目ぐらい出したということを記憶しております。ですので、11項目にこだわらずに、私が村長になる前に設定した「生き生き上小阿仁の処方箋」として19項目を、これから皆さまにお示しし、どの程度の成果が上がったかということを含めてご説明申し上げたいと存じます。

まず第1に、農業についてでございますが、食の原料を作らせるだけの農政にサヨナラというキャッチフレーズであります。第1に、農産加工施設は遊休化しておりまして、この活用について検討を重ねてまいりましたが、上小阿仁観光物産に管理を現在指定いたしまして、秋田県農商工応援ファンド事業を活用して、コハゼ、食用ほおずきの商品化と、現在取り組んでいるところでございます。

また、道の駅直売所やレストランなども、アドバイザーの指導を得まして、農産物の商品化、新メニューの開発につなげております。ひまわり会も販売日を増やしておりますが、猛暑による影響を受けているというふうなことでございます。

第2は、林業についてでございますが、付加価値の高い林業製品の製造販売を目指すというふうに設定いたしました。木材工芸センターの活用についても民活による方向を探ってまいりましたが、なかなか思うに任せず、自然乾燥施設として現在使用している状況でございます。決してこれに満足しているわけではございません。また、秋田杉の家づくりネットワークモデル住宅を設置して木材技術の宣伝に努めてまいっているわけでございますが、これとて、相当に満足が行くものであると私自身考えておりません。

また、木炭の製造に伴いまして、木酢液の普及、販売に努めると共に、炭を砕いた土壌改良剤の研究に現在取り組んでいる状況でありまして、農業振興につなげたいと考えております。

3番目に、企業の誘導ということで、林の整備を企業協力でということ掲げましたけれども、森林の活性化によりまして、二酸化炭素の排出量を削減し、これを企業などに売却して育林の費用に充てることを調査して、現在一部実施しているところもございます。

4番目には国の公共施設の誘致ということで、施設誘致で若者のUターンを促したいということでございますが、このことに関しましては、平成21年春に、それまで調査していた保護監察を受ける側の更正施設の具体化を検討したいということで住民に説明してまいりましたけれども、検討の段階から非常に抵抗感が強く理解を得ることは大変困難と思われることから、調査の継続をいたしておりません。いつかは仕切り直しが必要であるとは感じておる次第でございます。

5番、企業誘致でございますが、早い時期に企業の受け皿作りを始めるということで、光ファイバーの導入により情報通信の面では環境整備がようやく整ったものの、円高、デフレなどの誘致環境は極めて悪化しておりまして、なかなか成果をあげるにいたっておりません。詳しくは2番の小林議員への当番の答弁のところで、より詳しく述べてみたいと考えております。

6 番目は、役場産業課の強化ということで、職員も製品の売込みの先兵にと、こういうことで、平成 20 年 4 月に機構改革を行いまして、それまでの産業建設課を産業課と建設課の 2 課に分けまして、産業の活性化と販売力強化に取り組んで現在に至っておりますが、このことと同時に行政改革・職員の削減にも同時に取り組んできております。

野外試作センターの活動も、通年野菜生産に関して、除々に実を結びつつあるかに思っておりますが、売り込みの先兵としての活動は今後の課題として、これから継続してまいりたいと考えておる次第でございます。

7 番目の家庭内有償介護、パンク寸前の介護保険の解決というキャッチフレーズでございましたけれども、介護保険は年々その需要が拡大する中、受ける側の負担も大きく、所得の少ない地域にあっては、これに委ねたくてもできない事情もございます。また、介護保険料もますます上昇する傾向にございまして、これらを解消すべく家庭内での介護にも手当てを支給して、対象者を支援すると共に、介護保険料の増加をも抑えたいということを目的に、平成 20 年度から全国に先がけまして実施しておる次第でございます。

当村といたしましては、この制度が全国的に展開されることは望ましいと考えております。老々介護も通常化しつつあることから可能な限り家庭内介護が行えるよう、北秋田市社会福祉協議会のご支援を得まして、働きながら 5 名の方が 2 級ホームヘルパーの資格を取得しており、この継続発展をこれからも図ってまいり所存でございます。

さて、花嫁を迎えて子供の声が賑やかな村を作ろうということで、組織的にこれを取り上げるにはプライバシーの保護やスタッフの問題がございまして、なかなか実行に至っておりませんが、私自身が何人かに呼びかけて、方策と実行を図っている状況でございます。この問題は、秋田県においても重要施策と位置づけておりますので、これとも連携して、村としての方向を見出すことが喫緊の課題と考えております。

9 番目の U ターン人口の受け皿作りということで、経験豊かな人材を増やそうということで、この問題は全国的に各自治体における重要課題となっており、雇用の場の創出、情報通信体系の整備、地域医療、福祉教育環境の充実などの条件整備と、その発信力などがあげられます。このうち、情報通信、教育環境につきましては充実しつつあり、その他の条件整備は今後残されておりますが、個人がフレックスにできる仕事もありますので、息長く取り組むことが肝要であると考えております。

10 番目の教育立村への回帰ということで、生徒、児童の成績の向上、先生、父兄、行政の三位一体で子供のやる気を支援しようということでございました。

本村、児童、生徒へのアンケート調査によると、村が好きですかの問いでは、

小学生の85%が好きと答えているのに対し、中学生では40%に低下しております。また、将来村で暮らしたいかとの問いでは、小学生の70%が暮らしたいと答えておりますが、中学生になると19%と大幅に落ち込んでいます。このことは年齢が上がるにつれて、村の状況を直視し、自分の将来を見据えた結果というふうにも受け取れるわけでございます。

私自身が子供の時のことを考えて見れば、そういうことも十分に理解のできることとございます。その意味でも、様々な施策や活動を通して、自分はふるさとに求められている人間であるという思いを醸成し、たとえ、ふるさとを離れても、ふるさとの良さに思いを馳せ、ふるさとに根ざした気概を持った児童生徒を育てていくことが、学校にとっても地域にとっても極めて重要な課題となってきます。

そこでいま、その課題解決の一環として、学校支援地域本部事業を立ち上げ、また2カ年の計画で、専門の知識や技能を持った人たちの指導を受けながら、さまざまな活動、本物体験を行うチェンジ秋田・教育プロジェクト事業に挑戦しているところでございます。

熱気球に乗って上空から自分たちの住むふるさとを眺め、また、学校農園で収穫した村特産品を海辺の町で配布しながら村のPR活動を行い、さらに長年途絶えていた八木沢番楽を見事に復活させている事実もでございます。

また一方、自らの進路を切り開いていける確かな学力の定着も重要な課題でございます。このために本村では、小中併設校の特色を生かし、小中一貫教育を視野においた9年、7年プランによる独自の教育課程を編成し、またさらに、教職員の小中兼務発令による専門性を生かした教科指導や、保育園児童から英語に親しむシステム作りなど、時代の先を走る教育環境の整備を図りながら、子供たちの学力向上を目指してきているわけでございます。

ともあれ、子供たちの育む教育が村の財産であり、その意味でも、この上小阿仁で教育を受けることがハンディになるのではなく、上小阿仁小中学校で学ぶことに誇りを感じずる教育を目指していく必要がございます。

行政や先人たちが営々と耕してきた土壌に、学校が時間を超越した頑張りや創意工夫した指導で大輪の花を咲かせ、そして、その花が地域の方々の惜しみない支援で一層色鮮やかに咲き誇っている姿を思い浮かべた時、学校は地域に喜びと元気を与える明るい話題の発信基地として頑張っていくことこそが、教育立村への回帰につながっていくものと考えております。

職員の教育を含めまして、職員に関しては、できるだけ中央に出かけて行って、積極的な教育に、あるいはそういうものに参加させるように配慮しておりますし、2年に1回、外国への、いわば視察にも参加しております。そういう意味で外から我が村を見ることの機会をできるだけ多く増やしてまいりたいと

考えている次第でございます。

さて11番目は、元気で長生きの村、皆で健康な100歳を目指そうということでございますが、保健センターの機能を充実して、病気予防、自殺予防併せて健康づくり意識の高揚に努めると共に、50年を迎えた体育協会の協力を得まして、スマイル活動を中心に体力の健康づくりを促している状況でございます。

特に本年度からは、各集落に心の健康づくりを呼びかけたところ、それぞれの集落で多彩な活動が展開され、また、定期的に食事会などを行うなど、高齢者を中心に地域に対する信頼感を増幅させ、健康意識の向上にも大きな役目をはたしていると思っております。なお、自殺予防活動に関しましては、これまで秋田県が十数年にわたって自殺率が全国で最高でありまして、その中でも数年にわたって我が上小阿仁村が、その秋田県でも最高値を更新してきたという実績がございます。残念ながら、そういうことでぜひこの自殺率を下げたいということで、いろいろ鋭意努力してまいりましたけれども、なかなかパンチ力のある施策が実現されない状況にあるわけでございますが、今年だけは、不思議と申さなければなりません、1月1日から現在に至るまで、ただ1人の自殺者も出ていないという状況になっております。ぜひ、これが年末になるまで続き、そして今年度も、それが続いていくことを願うものでございます。

12番目は、移送サービスの充実でありまして、車のない人にも、行きたいところに行ける村というキャッチフレーズであります。現在、村には、村の財政支援を伴った福祉有償運送、財政支援のない過疎地有償運送（NPO）、それから村公営の有償運送がございまして、その需要は決して多くはありませんが交通弱者にとっては安心のできる制度であり、潜在需要も必ず増加すると思っております。将来は、できるだけ民間団体に委ねることとし、相乗り、人、物混合運送をも目指して二酸化炭素の削減を目指したいと考えております。

13番目、光ファイバー導入による豊かな情報というふうに掲げておりましたけれども、本年度、大半を国の交付金で事業を進め、インターネットは既に使用可能であり、1月中には各家庭へ端末機が設置される予定でございます。この活用法に関する指導、また、使用の普及を図るためのプロジェクトチームを2月に立ち上げまして、高齢者などの世帯でも使えるよう指導してまいりたいと考えております。

安全、安心、便利とあらゆる面で、住民のためになるものであり、村をあげてこの普及に取り組むべきであると考えております。

14、皆が集まる心のセンターを立ち上げよう。村としては地域センター「みんなの茶の間」を設置し、道の駅2階の開放とあわせて、気軽に集まることができる場所を提供しております。このうち、みんなの茶の間は、グループ活動、クラブ活動のセンター利用者などによる利用が多く、それなりの成果が見えて

おりますが、道の駅2階はあまり活用されていないようでありますので、その原因を調べて、できるだけ多く利用してもらえようとも考えてまいりたいと思っております。

15番、自前の市のある村ということでありますが、昔から沖田面では市が行われておりますが、村の商、工、農などを営む人々の力を結集して市をつくりたいものとの考えであり、手始めに道の駅で主に農産物を販売している「ひまわり会」に働きかけて、冬季以外の販売日数を大巾に増やしていただいておりますが、これを拡大するには道の駅の構造も含めて今後の検討課題としてまいりたいと思っております、現在具体的な施策を検討中でございます。

16番、ばらまき行政の中止による節約で健全財政ということを掲げましたけれども、20年度の予算編成で、事務方の2億5,000万円の基金取り崩しの提案がありましたが、この調子ではあと何年予算が組めるか、5年、そのあとは、答がないということで、したがって、結論として原則基金取り崩しはしないという、しかし、緊急不可欠の場合、3,000万円の基金の取り崩しは認めるが、会計年度の終わりに収支を合わせ、基金取り崩しはゼロにする。これに加え、村が出している補助金をも毎年原則10%ずつ削減を3年続けました。これは大変に評判の悪い制度でしたが、本年度だけは、10%カットはやっておりません。その成果が以下の数字でありまして、財政再建、基金取崩し原則禁止、平成18年度末の借入金残高が58.5億円から平成23年度末39.5億円見込み。これに対し、平成18年度末現在高基金15.7億円から平成22年度末には19.1億円の見込みでございます。

財政再建の目標は、第1に次世代に付けを回さないこと。そのためには、可能な限り基金と借入金の数字が、バランスがとれていることです。そのためには、村民の皆さまの理解が不可欠でございます。

第17の公正な入札制度の実現ということで、節約による健全財政をとうたっておりますが、公正な入札制度、つまり透明化。例えば、1番札、2番札の即時開示でありますとか、その他の、順繰りの発注方式とか、飲食物の順繰り発注も既に実現されてところでございます。ますますこの点で改善が必要とは考えておりますが、ぜひ、皆さまの改善提案などございましたら、やっていただければ採用することも可能であろうと思っております。

18番は、各役場職員、臨時職員などの採用試験の透明化というものをうたっておりますけれども、公正かつ透明な人事採用政策、臨時職を含む公募制度の充実ということで、20年度から行っておりますが、村長就任以来、採用は極力控えておりましたけれども、採用に際しては、外部者にもお願いして各自の評価を数値化いたしまして、これを土台として協議する制度といたしております。常にプライバシー保護の枠内で、採用結果も公表することにしておりま

す。

19は、クリーン選挙の実現、利権、癒着政治を断ち切ろうということでありましたが、クリーン選挙の実現は、全ての政治の出発点であることは、まずは国政選挙が政治と金の問題で明確に示しております。都道府県選挙も市町村選挙もその例外ではございません。この意味では、先回の村長選挙は、1人の違反者も出さなかったという意味で成功であったと評価しております。入札制度と採用人事を透明化し、不断に改善を続けることが為政者に課された責務であると理解しております。この制度の改善に当たりましては、村民の皆様の改善提案も期待しているところでございます。

以上、申し上げましたとおり、実行できたもの、半ばのもの、これからの課題として積み残しているものも多々ございますが、自らは福祉、教育を中心とする住民サービス、行政改革等に関しては概ね所期の目的を達成していると思っております。

次に、村長の提案や発言が村内外をにぎわせているとご指摘の点につきましては、地方のあらゆる自治体によって国家が形成されており、生活関連、福祉、教育、文化、経済、財政にとどまらず食糧、環境エネルギー、防衛など、あらゆる面で相互に補完すべきものであり、様々な面から調査、検討し、可能なことを実行して地域を活性化させたいとの思いから行動してきております。

しかしながら、これらの実行に当たっては最も大切な手続きは、地域住民の理解を得て推進することであり、まずは住民に訴えて理解を促し、その合意のもとで様々な面から考察を加え実現すべきものと思っております。

こうした面からの私の提案が、残念ながら住民大多数の理解を得ることができなかったこともございますが、このような住民に説明する中で、長井議員のおっしゃるような言動があったとすれば、選良である議員の皆様に対して失礼千万であり、まことに遺憾でございます。

大人の学芸会につきましては、平成20年元旦に提案いたしましたが、対象と見られる多くの方々の熱意が伝わらないことで開催にいまだ至っておりませんが、心の健康づくり活動の実績を活かしながら、皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っております。

村長という職務上、自らの発言行為に関する責任は自ら以外の何人にも転嫁できるものではなく、当然のことながら自らの責任となるものでありまして、ますます身を引き締めて行政の執行と村の発展に努力してまいり、それに傾注する所存でもございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） 項目ごとに細かく丁寧にご回答いただきましてありがと

うございます。総括的なものでよかったですのですが、大変ありがたく思います。

ともあれ項目1つ1つに、また質問してもどうしようもございませんので、そういった経緯、経過はもちろん承知しております。また村長のご回答の中にも1番の主要な点、地域住民の理解を得ながら進めるべきであるという回答がありましたので、大変ありがたいと思います。その言葉を重々胸に押し当てて、今後の村政にあたっていただければ大変ありがたいなというふうに思います。しかしながら、私の指摘にもありますとおり、これまでの発言や提案の中には、そういった面が受け入れられない、みられないという部分が多々ございます。そういった現実も再度認識していただいて、今後の村長の姿勢に変化がみられることを期待したいと思います。

そこで、あえて項目をおって話はしないのですが、更正施設の件、これに関して、村長の項目の中にもありましたが、当然、話を進めていっている段階で難色を示されたということで、ちょっと難しいのではないのかなというふうに捉えただろうというふうに思われます。しかしながら、その後、しばらく小休止の間、村長ご自身の発言で、今年度再度村民の方に提案しますということで意見があったことに対しては、今の発言では、この後、必要があればいつかは仕切り直しをして継続するということではありますが、どうなのでしょう。私、個人的には、やはり選挙を控えて、あえてこういったバタバタするような問題は起こしたくないということで控えているとしか思えないのですが、やはりご自身が発言したこと、また集落を巡っても発言したことに対しては、やはりそれなりの責任をもって対処していただかないと、やはり今後村民も、また我々も対応に困ります。そういったことで、あえて申し上げますが、ご自身の発言には責任をもっていただいて、もし守られないのであれば、修正をその都度加えていただくような形で行っていただきたいと思います。

でなければ、私どもも何を聞いて、何を信じて動けばいいのか。または、話をすればいいのかわからなくなってしまいますので、ぜひともよろしく願いいたします。

項目をおってあるわけではありますが、確かにこれまでの村長の施策の中で再度ご質問、質問というよりは今後の政権を担当して執行していく上での件として受けていただければ結構なのですが、再度、農林業、商工業含めて、こういったものの中で、やはり村長の施策またはその報道の中には、ある種の偏りがあるように思われます。これは細かくは申し上げませんが、やはり村全体を見て、農業であれば団体、個人のみならず、農家全体を。商工業であれば村内業者全体を見回してその施策を作っていただきたい。一部にとらわれてしまうと、多面的なものが見えなくなりますので、あくまでも度々指摘はしてきたつもりではありますが、いまだに改善されていない部分が見受けられますので、

そういったところは注意していただきたいなというふうに思います。

また、これまで取り組んできた企業誘致、Uターン人口の受け皿づくり、こういった村の人口増、または職場の安定化、職場増については、非常に難しい現状にあります。また、せつかく帰ってきている若者が、上小阿仁を離れ、隣の市や町に移って行っている現状もご存知でしょうか。

個人のことになりますので、何が原因か、どういった思惑があって、というのは、いろいろあると思いますが、やはり、どれだけ子供たちを育てていく上での補助や環境が良くても、やはり自分たちが生活していくうえで職場がなかったり、こういった自分たちの生活を築いていく上での環境づくりがあわなければ、村から離れて行かざるを得ない現状にあるということを再度ご認識いただきたいと思います。

これに加えて、教育関係について触れさせていただきますが、これに関しては、大変、村長が、いい時に村長になられたと、私的にはそう思うのですが、これまでの関係者の頑張りのおかげで、大変村としての子供たちの学力も高いレベルにあるようではありますが、また、そればかりは、その年その年微妙な変化がありまして、教育のみだけでは勝負できる問題でない場合も場合によってはあります。しかしながら、我が村においては、関係者の方々、また教育長はじめ教育委員会の協力のおかげで非常に素晴らしい環境で子供たちの学校環境または生活環境が築かれております。そういった中で、村長のお話していただいた現在学校で取り組んでいるチェンジ秋田、本物体験のプランに関しては、大変ありがたいプランでありまして、これは村としてというか、村長ももって学校側というか、教育関係者の方々に感謝していただきたいと思うのですが、たまたまこのプランに該当していた子供の父兄にとってみれば大変ありがたいことで、これまでの村の素晴らしい教育、プラスこういった本物体験ということで、村内外のいろいろな方のお話を聞いたり、実際にそういった事業、職業を体験したり、また、村内のみならず、村外のそういった場所なり、見聞を広めながら学習できるいう機会を得られた、こういった環境にすごく感謝していただきたいなというふうに思います。また、それと共に、それに対して子供たちがどのような形で勉強されているのか、また、そういったものをどう生かしているのかというのも、村長自身も、自身の目で確認していただきたいなというふうに思います。

行政報告の中にも、よく行政報告では教育関係で、村長、はしょって説明されないわけではありますが、それこそ、議員の皆さんにしてみても、文書を見れば分かるというものの、村としての注力していく最大の心ではないのかなというように思いますので、はしょることなく、この件はご説明していただきたいなというふうに思いますし、また、そういったそのこどもサミットに関して

も、村として協力していただいで進めていける事業で、今年は特に、このチェンジ秋田のプログラムを利用した子供たちの発表がされているという中で、村長の出席が得られなかった。非常に残念でならないなというふうに思いますので、やはりそういった教育関係にも、金額ありきだけではないというふうに思われますので、そういった校外活動、またはクラブ活動等にも興味をもつていただいで、村長の目で子供たちの成長を確認し、応援していただければなというふうに思います。これは強く要望してみたいなというふうに思います。

そういった中でありますが、せっかく村長の所信表明の中に、これ、なぜ間違ったのかなというふうに思ったのですが、平成23年度政策課題、アジェンダということで、12項目を挙げられておりますので、これは来期へ向けた村長の所信表明なのではないのかなというふうに思いますので、再度、せっかくですので、これを説明いただいで質問を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） まず最初にお答えすべき部分についてお答え申し上げます。

農業政策、あるいは農林業政策について、どうも偏りがあるようで、これは全体を見てやる方がいいということですが、これはあまりにも抽象的なお話ですので、これに具体的にお答えするわけにはまいらないのではないかと、努力して活性化に努めようということは当然のこととございますので、そういうふうにやってまいりたいと考えております。

それから職場の創設の問題でございますけれども、これは当然、これから将来に向けての2期目にあたって当然のこととありますけれども、万難を排して職場をどういうふうに創設するか、そこに尽きることであろうと思っております。具体的にどういうふうにやっていくかということに関しては、もう数カ月、構想を練りながら具体化に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

さて、教育問題でございますけれども、これは、私は最重要課題として設定していることとございまして、皆様の、特に教員の方々、それから両親、保護者の人たちの努力に、また、ボランティアの方々の多くの人たちの参加によりまして、知的レベルだけではなくて、我が上小阿仁村とのアイデンティティをいかに取得していくかということに対する相当なる成果が出ていることは、私も承知しておりますし、教育委員からも逐次報告がございまして、私自身もできる限り学校に出てまいって、年間に3回か、それぐらいの皆と一緒に給食を食べながら、いろいろと実際に児童生徒たちとの話も聞いたり、あるいは将来の方向づけなどのことについても話を聞いている状況でございます。そういう

ことで、教育が大事であるという点につきましては、当然私も時間のある限り、発表段階も出席させていただいているという状況でございます。教育が必要であるということは、どのような場合でも、どなたとも意見を異にするものではないと、そう考えておる次第でございます。

さて、最後のところで、結局、何か私が、23年度のアジェンダについての説明ということでございましたが、12項目、もちろん挙げたわけでございます。

1番の問題点とは、我が村にのみ関連している事項と、そうでない、村だけではなくて日本全体に関連する問題は必ずございます。そういう地方特有の問題をえぐり出して全国に改善提案を発信するというところで、例えば、そういう意味で私どもは、まず、いわば特別養護老人ホームの中で、1番今懸案になっているユニット方式、多床方式と、この2つの選択の部分で、国がユニット方式を強力に推進していく政策は見ていますので、これは日本全国全部あうようなシステムではございませんので、多床型にするかあるいはユニット方式にするか、これは各自治体に任せられような方式で解決してもらいたいということ、強力に私ども発信してまいりたいと考えておりまして、現在、私ども可能であれば、特別養護老人ホームの建て替えの時期になっておりますので、それがユニット方式だけしか許可しないということになれば、私どもに今入居している人たちの3分の2ぐらいは出て行ってもらわなければならないような苦しい状況になる危険性がございます。こういうことはあってはならないことですので、できる限り県の人たちにもご理解いただいて、積極的に知事と市町村長との話合いの場でも、私ども問題提起をして、現実問題として新聞にもものつけられておるような状況ですので、その意味では、新聞記者の方々の非常に絶大な協力得て、これを実現してまいりたいと考えている次第でございます。

第2は、この小さくとも独自の、いわば光を放つような自治体になりたいと、こういうことで我が上小阿仁村も小自治体に所属しているわけでありますから、独自の自立的な地方自治体として頑張っていきたいという、その意気を示したものでございます。

3番目の50年後の日本をイメージした活力あるモデルというのは、今の我々の高齢化のパーセンテージは、日本全体が50年後に到達する可能性の強い状況であります。この状況を、現在、既にモデル的なものとして実現していこうという意欲を示すべきであろうというのが、この3番目の方向づけでございます。

4番目は、これは、かねがね主張していることでありますけれども、上小阿仁ブランド商品の開発、生産、販売ということで、現在その中心になっているのが道の駅でございますので、ぜひ、これが中心となって生産、開発、販売に至るまで、ぜひ、いろんな人たちの支援を得て、これを実現してまいりたいと考えている次第でございます。

5番目は、義務教育のモデル自治体を目指す、現在行われている様々な成果を総体系にして、これ自体も英語教育を含めたますます洗練されたものによってまいりたいと考えていることで、これ自体が企業誘致の1つの起爆材になることも私どもは期待している次第でございます。

6番目は、町村合併を目指さない、これからも少なくとも私が村長でいる間は、これは決して、それを目指すものではない。村民1人ひとりの努力に基く、いわば民主主義の厳然たる自立村を継続したいということでございます。

第7番目は、これは前からも言っていることでありますが、臨床政策から予防政策へということで、村の村営の診療所は、あくまでも初期医療に徹することであって、それ以下でも、それ以上でもないということの原則は曲げないでこれからもやってまいりたいということでございます。

第8番目は、国の施設の組織的分散を目指す。今の3年半の中で、いろいろな省庁を巡り歩いて、この組織的分散関係をお話しておりますけれども、総論は皆さん反対はいたしませんけれども、各論になりますと、今その予定なしということで、チョンであります。これはいずれにせよしつこく持って行って、地方分権の前に、まず地方分散を積極的に行うということをしつこく国に要求してまいりたいということでございます。

第9番目は、矛盾の概念である地域主権というものではなく、真の地方分権を目指すということで、これは地域主権というのは、矛盾概念そのものが矛盾でございまして、主権というのは絶対概念であるのに、地域になどという総体的な概念を結びつけた、まあ木に竹をつぎたようなものであって、このような概念というのは、おそらく政権が変わって、民主党の政権が終われば、この地域主権もおそらく終わるのではないかと、私は期待しておる次第でございます。

第10番目は、次世代につけを回さない、これが私の2回目の、いわば任期が終わる時点で、きちんと借金、これが、バランスが取れる方向にもっていきたいという私の願いでございます。

第11は、村議会定数を8名から10名に増やして、村民の意向が反映され易い方向を提案してまいりたいと思っておりますけれども、実は、これは村当局が提案するよりは、村議会の聡明な方々が自らこれを提案される方がはるかに理想的なものではないかと期待している次第でございます。

12番目は、自立村の基礎である自助の精神の定着を図るということで、自助こそが全ての出発点であるということ、私は内外に表明したいということでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） それでは時間の方もそろそろですので、手短にお話した

いと思います。まず始めに職場の創設について村長からお話がありました。これは企業誘致またはそういった公的職場をもってくるということは、大変危機感をもっているにしては、そう簡単にできるものではないと思いますので、現状の商工業者、そういった方々の状況をしっかり把握していただきたいというのが、まず1点。それにつけ加えて、やはり現在ある事業者、そこには当然雇用もあるはずであります。現在の職場がなくなっていけば、さらに職場が失われ、村で生活する方々の仕事の場というのが村内になくなっていくというのも現状であります。

実際、我が村での事業者の収入も当然のごとく、景気の悪化で悪くなっている現状であります。そういった中で、やはり村長の自助努力と言われるわけではありますが、おんぶにだっこではなく、皆と協力してやっていかなければ、村の事業者育成というのにも必要不可欠であるというふうに思いますので、なんとかその辺も視野に入れて頑張りたいというふうに思います。

また教育については、村長からも最も注力すべきところというところで発言されておりますが、村長の言葉に、発表会にも出席させていただいているという言葉がありました。私の知っている限りでは、ほとんど出られていないのかなというふうに認識しております。先日あった保育園の発表会に関して言わせていただければ、毎年のようにあいさつして、所用があるので失礼することによって帰られます。今年なんかは村長のあいさつをして帰っていく時に笑っていた村民のご父兄の方もいらっしゃいました。お忙しいだろうとは思いますが、村長としての職務の1つでもあるとは思いますが、1時間半、2時間ぐらいのものです。ぜひとも、我が村の子供たちの発表等をしっかりとみて、子供たちの成長をみていただきたいなというふうに思います。また、激励していただきたいなというふうに思います。

これは保育園に限らず、小中学校に関しても同じ意見ですので、ぜひとも今後の方策として心に残していただきたいなというふうに思います。

最後に、村長の口癖であろうと思いますが、次世代につけを残さないということで、借金どうのということをおっしゃられますが、金額だけの問題ではないのかなというふうに私は認識しております。というのは、次世代に対するつけ、これは最も重要なつけは人材であろうというふうに思います。

やはり人材の育成を誤れば、それを取り返すのには1年、2年では追いつきません。村長就任の4年間で、どのような形で推移したかを、今1度見つめていただきまして、来期、認識を新たに臨むのであれば、その点についても再度お考えいただいて、人材育成等に関して、これは教育だけではないと思います。村としての接し方、また村民に対する発言が、提案等にも該当するわけではありますが、やはり一村の長でありますので、しっかりといこうとは申しません

が、リーダーシップをとっていけるように頑張ってくださいなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（武石善治） 次に、2番 小林信君の発言を許します。2番 小林君。

（2番 小林信議員 一般質問席登壇）

○2番（小林信） 2番、小林信でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、あらかじめ通告してあります事柄について質問をさせていただきます。

先ほど、議員とのやり取りで、次回、次期のアジェンダのことでお話なされておりましたけれども、私はこの3年間のことを、これまでのことを確認させていただく形が多数になると思いますのでよろしく願いいたします。

私は、議員の立場を与えていただいてから、何度か雇用の創出及び経済について一般質問させていただきましたが、2年前の12月もそうでありました。その時は、あなたの公約という面も合わせてお尋ねをしたわけではありますが、その時のやり取りについては、議事録に載っておりますので、この場ではとりあえず省略します。

さて、本題に入る前に、先ほども小中学生のアンケートのお話にもふれていましたが、12月8日の新聞やメディアなどでご存知かと思いますが、国が3日の閣議で報告された10年版子供、若者の状況、子供、若者の育成支援センターの実施状況、いわゆる子供、若者白書であります。それによりますと、2009年の失業率は全年齢平均が5.1%だったのに対して15歳から19歳が、前年8.9%に対して、9.6%となり20歳から24歳が7.1%だったのが9%と増え、若年層の雇用状況の悪化というのが改めて浮き彫りになった形であり、フリーターも6年ぶりに増加に転じたとありました。

そうした中で、村内外の職を求めるといえるのは大変厳しい問題だと思います。私の知人にも大学4年の子供がおりますが、就職が決まらなと嘆いているものがあります。ご存知のように来春の大卒者の就職内定率が過去最低水準にあるような中、いま、雇用の確保が緊急課題であることは誰も異論はないと思います。

さて、目を村に向けていただき、地域の雇用や経済というのはいかかなものでしょうか。長井議員も先ほど大変危惧していたことは、私も同感であります。これまでも企業の閉鎖などで職場を失った者、または、事業主の事情によりやめた者、齊藤議員のように農業の所得、どれをとっても好転の兆しが見えない限りではないでしょうか。あなたはこの村を預かるものとして、この3年あまりの間、雇用や経済、所得が上向いたと言えるか、お尋ねをいたします。上向いたとしたならば、どのような、どの部分が何%か、分かる形でご説明くださ

い。税を収めていただく側としての見解をお尋ねいたします。

次に、日本は平成20年頃をピークに、100年に1度と言われるほどの大不況を迎えて今日に至っております。私は、平成20年12月議会の一般質問において、その時の国内の動きや、県または近隣の自治体の緊急対策について触れ、村はどうするのかと、過去のヒントもつけ加えながら質問したのであります。あえてその時の回答については、今は触れませんが、村長や当時の当局は、情報というものの得手、不得手はあったかもしれません。後に、21年、22年度、国の経済対策で緊急雇用対策を講じたわけですが、中には現実に合わない企画を村は立てたものもあったかもしれませんし、それに伴い補正ということもあったでしょう。

反省は反省として、国、県の予算処置によって2年間、つなぎとしても、幾つかの臨時雇用や経済対策を行うことができたわけであります。それと合わせて、村自前の経済対策、雇用対策を切れ目なく行ったかをお尋ねいたします。

少し古くなりますが、ハローワーク鷹巣の9月期の求人求職バランスシートをみますと、1つの例として、これはあくまでも1つ職種の例でありますが、建設機械等の運転というところに3名の求人に対して12名。建設土木においては3名の求人に対して51名の方が職を求めているのであります。

昨今、仕事のない時代に仕事を選んでいる場合ではないとはよく聞きますが、しかし、何でもよいというわけにはいかないと思うのであります。このあとの企業誘致の質問でも触れますが、やはり地域でどんな人が職を失い、また、どんな仕事をしたいとか、できるとかなどのデータや調査をし、そうした面からも見つめていくことも必要になるのではないのでしょうか。また、いつの時代も事業主、これは何も商工業だけでなく、農林業も含めるわけですが、齊藤議員も言っていましたが、自治体にすぎるとか、甘えるとかを進めることではなくても、しかし、自治体がそうした業を営む人たちへの大きな下支えをすることは、互いに官民の協調があって、たくましい地域の基盤を作り上げるための1つでもあると思われまます。

また、公共工事や発注というのも、安かろう、よかろうだけではなく、他の自治体でも見られるように、このような時だからこそ、競争の中に思いやりや配慮をするのも政治の、要諦の1つであり、きちんとした対応がこれからも経済対策費に必要なことだと考えます。

次に、企業誘致等についてお尋ねします。日頃から秋田県企業誘致協議会等の行動をなされたり、頻繁に上京なされたりと、おそらく数々の企業を訪問などをして誘致活動なされていると、私たちも村民も思っているわけであります。そうした中で村には、どのような職業がむいているかと考えて接触し、村の雇用の場の創出にふさわしいと思える企業へ向け働き、成果として、村へ進出に

向け現実極めて高い確からしきで交渉が進んでいるものがあるか、お尋ねをいたします。

以上の質問の答弁をお願いいたします。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ただいまのご質問に対しましてお答え申し上げます。

1点目の村民所得につきましては、県で公表している市町村民所得の資料によると、1人当たりの所得は、ほぼ横ばい状態でございます。平成19年度では、最下位から2番目の位置にあります。村のもっている土地的、自然的な条件を少しでも活用して産業振興を図ることで、所得の向上に努めたいとは考えてはおりますけれども、皆さま、ご存知のように現在景気は決して上向いてはおりませんし、デフレ傾向にございます。

これは、まず第1に、国の政策による部分が圧倒的に多く、その次が県の政策、そして我々ができる部分というのは、ごく非常に狭められた財政の状況下にあつて、その中で選択できることであります。私ども、現在の1例を申し上げますならば、例えば、県から10%、村が10%出して、リフォームのことをやった場合に、まず4,900万円ぐらいの発注がございまして、そのうちの3百数十万円、村と県から出しているということで、非常に好評ではございますけれども、こういうことで、建築業に多少の清涼剤になったのではないかと考えて、これも可能な限り続けてまいりたいと考えている次第でございます。

そのほか、県から最初提案があつて、私ども、これを実現しようと思つて、そして県が撤退して、それでも私どもは実現したというのが商品券の問題でありまして、これも現在2期目に入っている状況でございます。これも可能な限り、皆さまのご理解を得られますならば、これも続けてまいりたいというふうに考えている次第でございます。事ほどさように私どもできる部分というのは、非常に制約されたものでございまして、雇用創出とは申しましても、全て3年間の基金の中で、これを6カ月、6カ月のぶち切りにしてやるという方向で、非常にやりにくい方式でもございます。その中で、即刻できるような企業活動、どういうふうな形で実現していくか、これ自体は25市町村がみんな考えていることで、私ども考えておりますけれども、これ自体は非常に難しいことでありまして、これ自体を実現するにも、1度これができたからつて、あとは2週間以内に提案を出せという、非常に綱渡りの方式で、こういうことをやらなければいけない状況に陥っているわけでございます。

なかなか思うようにはまいりません。だから、私どもは、今事務方に言っていることは、今金があつたら何が1番したいかという、その優先順位をあらかじめ作つておいて、バツと来て、この数があつたら、それが全部適用できるよ

うな方式で準備しようではないかと、こう事務方に今提案しているところでございまして、これがうまくいけば、予想外にいろんなことがきた場合にも対応できる可能性があり、例えば5,500万円の状況である場合に、これを5,500万円のプロジェクトをあらかじめ策定しておいて、そして、それがもっと多い場合には7,500万円、もっと多い場合は1億円というような、そういう肉付けをしながら、取っておくような、そういう方式も、これから考えていくべきではなかろうかと思っているところでございます。

第2点目は、村で対応できる事業についてとのご質問でございますが、できるだけ村の一般財源を支出しないように、国、県の100%交付金を活用することで、これまで対応してまいりました。ご存知のように、皆さま、借金を返すということは非常に重要な事項でございます。そして、私どもとしては、次世代に借金を繰り越さないという原則も持っておりますし、そういう意味で、箱物は、私が就任してから一切作っておりません。これが実際に私どもにとって、プラスであるかマイナスであるかはともかくとして、少なくとも優先順位からいってそういうことをやっている次第でございます。

ご存知のように、去年は1企業が倒産し、2企業が撤退して行っている状況でございます。これで50の職場が失われております。そう言っている間にも若手の人間が、我が村に帰ってきて就職をしたいということで、具体的な要望があれば、こちらの方としても紹介したり、個別的なことで、この村から通うことができる枠内のところで紹介するとか、そういうことも非公式にはやっている状況ではございます。しかし、抜本的な改革というのはなかなかできないのが現状でございます。

今後も、村の支出を最小限にとどめるに有利な制度などを活用して、経済対策、雇用対策を推進してまいりたいと考えております。求職者、それから失業者数については、大館公共職業安定所鷹巣出張所に毎月公表している労働市場月報によって管内の数値を把握しておる次第でございます。

3点目のご質問に対しましては、企業誘致でございますが、ご案内のとおり国内または世界的に経済情勢が低迷しており、秋田県企業誘致協議会に参加いたしまして、これは年間20万円かかります。これに参加して首都圏企業トップとの懇談、各市町村の取り組み、成功事例などをお聞きして、招へい活動を展開しておりますが、企業誘致は大変に厳しい状況にございまして、おいそれとなかなかいけるような状況ではございません。

しかし、2年、3年成功しなかったからといって、それでギブアップして、20万円儲かるという、そういうことでもございません。1度首を突っ込んだからにはしつこくこれを続けてまいり、何らかのプラスになるようなことがあればと、こういうふうを考えている次第でございます。こう言っている間にある

企業は、こちらに関心をもって、魚の加工工場を作りたいということで手が挙がりましたけれども、いろいろ交渉の中でほぼ 100%に近い設備投資を村がやるといような要望が出てきたので、これにはやはり応じかねる部分がございます。成功しなかった例がございます。

ただ、問題は即効的な決め手は現在ございません。地道に活動が続けることが必要であり、光ファイバーの導入も有利な条件と捉えて活動が続けると共に、インターネットにより事業展開をする個人、企業などの誘致も検討してまいりたいと思っております。また現在、地方分散という観点から、国または東京都の福祉施設などを誘致できないか検討しているところで、もう既に活動は始めておりますけれども、なかなか難しい状況にあることも、地域主義の原則が障害になっておまして、なかなか難しい状況にあります。

なお、企業誘致進出の交渉を進めているところは、現在のところはございません。

以上でございます。

○議長（武石善治） 2番 小林君。

○2番（小林信） 大体、そういう気はするわけでありましてけれども、しかし、ご自分でこれまで推進してきた中で、例えば、午前中の質問でもありましたけれども、道の駅から全国へ発信して、農家所得を上げるというのは、なかなか難しい状態にある。また、今日は触れませんでしたのですが、例えば、大工さんのほぞ組みのことや更生施設のことなども、やはり所得向上の話をしていましたので、その辺こともお答えいただけるのかなと思っていました。途中の経過でもよろしいので、お話をいただければと思います。

それと、3年間の緊急対策の中で、ぶつぶつの国の対策との話でしたけれども、3年間のこの国の緊急対策がなければ、では一体どうだったのかということを考えてみた場合に、県がこの3年間ある中で、3年で、ぶつぶつで切れた中で、雇用が切れた中で、この雇用が切れた人が職場を離れてどういう職場に今度移っていったか、やはり財政を伴わなくても、対策としてハローワークのデータをいただいていますと、いま話ありましたけれども、常々、これまでも同僚議員から質問した時に、対策としてそういうことを把握していますかと言ったら、そういうのはいらぬのだというみたいな答えをいただいております。私は財源を伴わなくても、失業者の数、動向というのは、プライバシーもありますでしょうけれども、この3年という間は、大変必要な調査期間ではないかなと思うので、微妙な形で難しいのかもしれませんが、引きこもりのまんま失業者の方もいらっしゃいます。

私は、大きな数字を出していただきたいということではないですが、例えば、県でもここで有効求人の改善率が幾ら上がったというのを、途中でも出すわけ

です。鉱工業生産物は幾ら上がった。3年間であれば3年間のデータもまた取られます。今年も、国調の年でもありましたけれども、思ってもいない金がつぎ込まれているのであれば、それでも職に就けない人もいるということも含めて、この3年間のそういう動向を財政は伴わなくとも調査をしていくという自治体の姿勢が必要ではなかったかと思いますが、この2つの点、どう考えますでしょうか。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） お答えいたします。職員は、特に産業課、総務課でございますけれども、ハローワークに時々電話をいたしまして、現状、上小阿仁の中で職を探している人間は何人であるか、名前は知らせてもらってはいませんが、そういう形での調査は暫時しているのが現状でございます。

それだけではございませんで、例えば、「いとく」という名前を申し上げていいと思いますが、ここで数十人の人間を募集しているということの場合には、そこに課長が電話をいたしまして、どういう職種の、どういう人間を募集しているか、その中に幹部候補生はどういう形にいるのかということも含めて調査をして、そして、それをメモしていることによって、いま職を失っている人たちに具体的に、場合によっては連絡して、これに公募してみてもどうかというような、そういうきめの細かいサービスも行っている現状でございます。

何はともあれ、プライバシーに関連する問題という、そういうことがかかっておりますので、それに違反しない程度で、どの程度のことのできるかという問題もでございます。そういう形で、私どものところで職がない場合には、30分以内で行ける場所も目標の中に入れて、そして調査している状況でございます。

いろいろそういうことをやっても、現実に職を得られるようなところまでもっていくのは至難の業ではございますけれども、いずれにせよ、結論から申しますならば、職を作り出すのは自分の力で作り出す以外にないわけでありませぬ。それは、付加価値のあるものの加工品を作り出して、そして、そこで人が働けるような場所を創出することでありませぬけれども、これは言うは易く、実現はなかなか難しい。いままで3年間、いろいろと提案してやってきてはおりますけれども、なかなか思うようにいかないのが現状でございます。

これからも鋭意努力して、このいわば職場を拡大することに努力してまいりたいと、こういうふうを考えている次第でございます。

有効求人倍率というのは、県でどうであろうとか、そんなことはあまり私は重要視しておりませぬ。現実に我が村で職を見つけられるかどうかの問題が大事なので、一般的な有効求人倍率なんていうものに私は関心をもっておりませぬ。少しはよくなったといっても、その程度かということあります。

以上です。

○議長（武石善治） はい、2番 小林君。

○2番（小林信） 県がどうかということではなくて、自治体としてもそういうこともぜひ進めていく必要がないかということでお話をさせていただきました。

それから、企業誘致の話は、確かに言うは易いが難しい問題ということは、どなたもご存知だと思います。それは実感することであります。一言で言えば、企業誘致の話をするとなれば、いまはもう氷河期だからまあ無理だろうと、それで片付けてしまうということでございます。ただ、抽象的な話ではないですけども、県の部長級を勤めた方が、ラジオでコメンテーターとしてお話していたのは、県も昭和30年以降誘致企業に一生懸命やったんだと。しかし、打率としては決していい打率ではなかった。それでも残ってくれた企業があって、でも出て行く企業もある。縁は結ばれたけれども、やっぱり来ても縁のない企業というのものもあるから、その辺はよく地元と調整していかなければいけなかったということが、自分で幹部職をやっているながら企業に係わって、そういう反省をしたということ、ラジオでお話していました。

私の友人なんかは、やはりうらやましがって言うのは、県北のこういう状態だけれども、難しいのはわかるけれども、小坂にも来た、大館でもなんかの縁で来た。北秋田市もなんかの分工場がまた1つ開設するみたいだと。藤里町で化粧品の研究室が空き校舎を使うみたいとか。うらやましいなというのです。だから、先ほどの県の方のお話のように、どっかで、やっぱり縁だと思うのです。しつこく言ってこれからも頑張ると言われましたけれども、しつこさの中にも警戒されたイメージが伴ったことがあってもまた、よくないという気もいたします。

もう1つは、そのうらやましさが、先ほどの若者たちがあきらめにつながってしまっただけで、もっと将来的に不安を感じるわけであります。そうした中で、手短にお尋ねすることなのですが、上京して首都圏の工場と誘致企業のお話をするのも、それもそうですが、例えば、県内に民間で主要工場を置いている企業ということもございます。それもやはり、先日、その社長さんとお会いすることができました。県の仲介と担保されたものがあったと。株主総会で上場しているから言われるんだと。中国にもっと生産を移したらどうだと。だけれども、中国で中国マネーが上がって逆に綿花の材料費が調達するに高くて、結果的に人件費は秋田では高いけれども、進出しないで、結果そっちの工場にお金を使わなくてよかったという話をしていました。

そういう県内の主要工場に、また協力工場というのがあるという話を聞かせていただきました。県南にパート合わせて400名ほど使って、それに協力工場があると、その企業は。その企業がどうだということではないのですが、

そういういった企業でも、現在で秋田を愛してやってくれている企業でも接触したことがあったかということだけ、1つお話しください。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ご参考までに申し上げますけれども、東京で行われている、その企業誘致の会の中には、全く秋田に来ていない企業の代表の方々を呼ぶ場合と、もう既に秋田に来ていて、そして、その人たちとお話し合いをする、この2つの種類がございます。

その秋田に既に来ていている人たち、そういう人たちと話し合いをする機会も充分にございます。年に少なくとも1回はあります。そういう時には一緒に食事をしながら、立食ですけれども、名刺を交換し、拡大の予定があるかとか、ないかとか、あるいは、しかし、ここも微妙な問題でありまして、25の自治体がございます、そこの首長の紹介によって、そこの社長を紹介されれば、どうですか、うちに来ませんかかなんかと、そういうようなことは、口が裂けてもなかなか言えない問題で、いろいろと間接的な表現をしながら、どのような発展の可能性を考えていらっしゃるのか、そういうような間接話法でいくしかないようなケースもございます。

しかし、企業の中には、三菱重工のようなミサイルまで、あるいは実質的な人工衛星まで出すような、そういうことをやっているところもございまして、また、そういう企業が秋田の、例えば田代あたりに来てやっているというケースもございます。そういう人たちの責任者といろいろ話して、技術的なことも伺いながら、いまどういう懸案で、そういうことをやっていらっしゃるのか。それから、これを拡大する予定があるのか。そうすれば、また、この田代にだけしかいないのかと言っては、場合によっては他のところにもそういう基地を設ける可能性がないのか、そういうような話をいろいろしながらやっているという状況で、これは非常に息の長いこととございまして、すぐに今日、明日に成果が結びつくようなものではございません。ですから、1度始めたこととございまして、ぜひこれを続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 2番 小林君。

○2番（小林信） その辺は私も同感で、すぐ来てくださいなどということ、そちらの企業とお会いしたわけではなくて、むしろ最後の結びの1つに。では自治体にどういふのを望みますかという話をしたならば、そちらではポリエステル製の製品を扱っているから、生産過程で15%以上も出る端材でそれを処理するのに困っているから、それを自治体でどういふふうにするかというこ

とも考えていければと、県とか、いろいろそういうことの話聞きだしてまいりました。だから、企業、企業によってそういう困っているところがあるので、それをどうやって結びつけるのかも企業誘致の1つになるかもしれません。ただ、どのくらいか、なかなかおいでになっていただけないかもしれませんけれども、先ほども言ったように、頑張っている中にも未来志向を持っていらっしゃる方もいますので、その辺のところは一生懸命、また今後ともやっていかなければいけない課題だろうということだと思えます。

最後の質問になると思いますが、では、例えば村から出て行った工場には不動産があるわけですが、そういった会社の経営状態もあるでしょうけれども、出て行った会社はしばらくそのままにしておくとか、貸し出した物件として、村も仲介役をかってくださいとか、そういうお話を聞きだしているのか、いないのかというのがありますので、若しくは、近い将来、工場も跡地も解体して、全く村と無縁になるんだという考えをすべきか、そういったところというのは、税のことも係わってくるからです、目を離さないでいかなければいけない問題ではないかなということを1つだけお話して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ただいま、最後に非常にいいご質問くださったと思っております。繊維工場でございましたけれども、その方に東京でお会いしまして、今まで協力してもらってありがたいということと、私どもが、これから光ファイバーを設置するつもりでおりますので、ほぼただに近い金で、この光ファイバーを企業に対して設置することが可能になりましたので、関心がございましたらどうぞ手を挙げていただきたいということ、かつての課長に話をしましたところ、いままで手を挙げてこないところをみると、やっぱり来ないということ、間接的な話法でこれも解決した問題ではないかというので、実際の建物にしましては、そういう形で税金も納めてもらっているような状況になっておりますので、すぐ引き払って出て行けというふうな形ではなくて、様子を見ながら、また来る気がないかどうかということをお話した時に、また聞いてみたいというような、そういう今、現在進行形の状態であります。

以上です。

○議長（武石善治） これで一般質問を終わります。

ちょっと時間がかかりますので、15分ほど休憩したいと思います。

休 憩 14時39分

再 開 14時50分

○議長（武石善治） 再開いたします。7番が早退であります。

日程第5 議案第1号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の1ページをお開き願います。平成22年度上小阿仁村一般会計の補正予算であります。歳入歳出それぞれ182万8,000円を追加しまして、補正後の総額を23億7,328万5,000円とする補正予算の内容となっております。

次に4ページをお開き願います。債務負担行為の補正であります。これにつきましては、本年の異常気象ということで、23年度の営農に必要な運転資金の利息補給についての債務負担行為であります。期間は23年から27年までの5年間となっております。限度額が26万8,000円となっております。

次に7ページをお開き願います。歳入であります。

9款1項1目地方交付税であります。1,187万8,000円の追加となっております。今回普通交付税の算定におきまして、再算定ということで1,187万円の追加となっております。財源不足分を交付税の方をみています。正式に交付金といえ、まだきておりませんので、ちなみに再算定で増額になった分が2,834万7,000円となっております。

次に主なものだけを説明していきたいと思っておりますので、次のページをお開き願います。8ページになります。13款2項2目農林水産業費国庫補助金であります。350万8,000円の減額となっております。これにつきましては、事業費の方で美しい森林づくり基盤整備交付金ということで、これは多々羅沢の収入間伐に対する補助金であります。今回、22年度で事業仕分けにあったということで、23年度に予算計上する予定となっております。

次の9ページをお開き願います。中ほどの15款2項1目不動産売払収入ということで、トータルで803万3,000円の減額となっております。その内容につきましては説明の欄でいきますと、造材売払収入、これが多々羅沢分937万1,000円。それから田ノ沢が25万7,000円ということで、収入間伐の方減額となっております。合わせて962万9,000円の減額であります。それから木材の売払収入につきましては、これは作業道開設による支障木等の売払収入130万7,000円となっております。それから分収造林売払収入につきましては、当初予算でもありますけれども、営林署との分収であります。最終的にプラスした金額が2,693万258円となっておりますので、その差額分28万9,000円の追加となっております。

歳出の方に移りたいと思います。歳出の主なものとしましては、12 ページをお開き願います。6 目障害者福祉費であります。347 万 2,000 円の追加となっております。この補正の主なものとしましては 20 節の扶助費であります。これが障害者施設支援費 147 万 5,000 円、これが利用者入院増に伴う追加となっております。次のページの 23 節の償還金利息及び割引料で障害者福祉サービス費返還金は、18 年度の国庫分の返還金 199 万 5,000 円となっております。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費であります。241 万円の追加であります。報償費、子宝祝金が 243 万円の追加であります。新たに第 5 子が追加になった分であります。それは 200 万円であります。

次 14 ページの下の方になります。診療所費の繰出金であります。110 万 5,000 円の追加となっております。これにつきまして、臨時職員の賃金 74 万円、それから燃料費 11 万 5,000 円、特殊勤務手当が 10 万円、人件費 5 万円の増となっております。

16 ページをお開き願います。4 目の造材事業費であります。トータルで 999 万 8,000 円の減額となっております。主なものとしましては 13 節の委託料であります。造材事業委託料 1,104 万 4,000 円の減額となっております。これは多々羅沢間伐収入の減額と田ノ沢の収入間伐、その実績に伴う減額となっております。19 節の負担金補助及び交付金につきましては、田ノ沢収入間伐の部落分収金 111 万 7,000 円の追加となっております。

次の 17 ページになります。10 款 2 項 1 目学校管理費であります。219 万 8,000 円の減額となっております。これは小中学校の方で倉庫を新築しましたその請負差額を減額しております。

それから 2 目の教育振興費であります。167 万 8,000 円の追加となります。その主なものとしましては、18 節の備品購入費 159 万 9,000 円。これは 23 年度の小学校の教科書の指導書の備品を購入することです。

一般会計につきましては、主なものは以上でありますのでよろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 6 議案第 2 号～日程第 14 号 議案 10 号まで上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 6 議案第 2 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 9 議案第 5 号 平成 22 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についてまで、4 件を一

括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。順次、説明してください。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 25 ページをお開きいただきたいと思います。議案第2号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第4号でございます。歳入歳出に2,219万7000円追加いたしまして、4億1,618万円にする補正予算となっております。内容につきましては31ページからとなっております。これの主なもの、医療費の増加によりまして補正しております。

4款ですが、療養給付費の交付金が1,084万5,000円の増額でございます。

次のページになりますが、基金繰入れを700万円みております。

11款の諸収入ですが、3目の退職被保険者第三者納付金ということで265万4,000円の増額をみております。

歳出でございますが、34ページからとなっております。2款の保険給付費でございますが、退職者被保険者療養給付費が1,000万円の増額。次のページの2項高額療養費でございますが、1目の一般被保険者高額療養費が1,000万円の増。それから2目の退職者被保険者の高額療養費が100万円の増額となっております。

次の36ページですが、予備費に117万1,000円の増としております。

以上でございます。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 37ページをお開き願います。議案第3号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ110万5,000円を追加するものであります。補正後の総額は1億2,075万円とするものであります。

詳細につきましては43ページをお開き願います。歳入であります。3款1項1目繰入金であります。110万5,000円。これは一般会計からの繰入金であります。

それから歳出の方であります。次の44ページになります。一般管理費が110万5,000円の追加となっております。その内容につきましては、職員手当等ということで、これにつきまして10万円の追加であります。これは先生の分であります。それから7節の賃金でありますけれども、事務補助賃金、これは臨時看護師の部分でありまして、時間外、土日の出勤が多いものですからこの分追加という形になります。次に11節需要費であります。26万5,000円の追加であります。燃料費が11万5,000円。それから修繕料が15万円の追加となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木寿美子） 51 ページをお開きいただきたいと思います。議案第4号 平成22年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算第4号でございますが、歳入歳出に27万6,000円を追加いたしまして、3億8,680万9,000円とする補正予算でございます。内容につきましては、職員手当等でございますが、通勤費、時間外の補正となっておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木寿美子） 続きまして65ページをお開きいただきたいと思います。議案第5号 平成22年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号でございます。歳入歳出に7万8,000円を減額いたしまして4,248万6,000円とする補正予算でございます。

内容につきましては、保険基盤安定の確定によります補正となっておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号から議案第5号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第6号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第10 議案第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案関係の綴りの1ページをお開き願います。議案第6号であります。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正でありまして、内容につきましては、次のページをお開き願います。

第4条であります。無償貸付についての条項でありまして、現在地域振興に資する場合は無償貸付となっておりますけれども、さらに地域の福祉の向上を加える条例の改正であります。旧沖田面保育園の無償貸付を想定しまして、今回改正しておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第6号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第7号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第11 議案第7号 上小阿仁村簡易水道事業給水条

例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 議案の3ページ、4ページでございます。議案第7号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。水道料金の迅速かつ段階的な公平化を図るために、沖田面地区を除く、統合地区の水道料金を、基本料金10立方メートルまで2,625円のを、基本5立方メートルまで1,680円に。超過料金1立方メートルにつき53円のを、超過料金1立方メートルにつき95円にするものです。それとプールの料金の負担は削除して、一般計量制と同じ料金にするということです。施行につきましては、平成23年4月1日からの施行といたしたく考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第7号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第8号及び日程第13 議案第9号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第12 議案第8号 北秋田市上小阿仁村病院組合の解散についての件及び日程第13 議案第9号 北秋田市上小阿仁村病院組合の解散に伴う財産処分についての件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 議案第8号 北秋田市上小阿仁村病院組合の解散についてでございます。地方自治法第288条の規定に基づき、関係公共団体で協議の上、平成23年3月31日をもって北秋田市上小阿仁村病院組合を解散するという議案でございます。これにつきましては、議会の議決を経なければいけませんのでよろしく願いいたします。

次の6ページでございますが、議案第9号 北秋田市上小阿仁村病院組合の解散に伴う財産処分についてでございます。地方自治法第289条の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、北秋田市上小阿仁村病院組合の解散に伴う財産の処分について別紙のとおり定めるということで、次のページをご覧くださいと思いますけれども、この協議書でございます。これにつきましては、1の固定資産、これは有形固定資産、無形固定資産、投資の分でございますが、これと企業債、平成23年3月31日現在の未償還額でございますが、次のページの第1表により全て北秋田市に帰属させると。

2つ目につきましては、平成13年度におきまして、不良債務分として借り入れたものがありますが、その分につきましては、平成23年3月31日現在の未

償還額につきまして別表2のとおり北秋田市が92.82%、上小阿仁村が7.1%の割合で負担する。

3つ目につきましては、組合解散に伴う秋田県市町村総合事務組合負担金条例に基く精算金につきまして北秋田市が92.11%、上小阿仁村が7.89%の割合で負担するというものでございます。

4つ目につきましては、解散後、平成23年4月1日以降に発生する北秋田市上小阿仁村病院組合に関する事務及び経費につきましては、北秋田市が継承し負担する。ただし、訴訟に係る経費並びに不測の経費につきましては、随時両市村が協議するというところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思いますが、その固定資産につきまして、企業債の残高につきましては、そこに書かれておりますとおり、貯金につきましては3万5,420平方メートルで、金額にいたしますと15億5,727万3,754円となっております。これは全部の資産で、土地、建物、それから構築物、それから機械及び備品、車両に係わる分がそのぐらいの金額になります。

それからあとは、無形固定資産ということで、電話加入権がございますが、これにつきましては6万円。投資につきましては、ラジオ東北株券と秋田放送の株券がございます、両方で12万円となっております。企業債につきましては3億681万6,030円、未償還額が22年度末でございます。これが北秋田市に帰属させるという部分でございます。

別表2につきましては、不良債務解消分といたしまして、1億1,756万99円というのが、これが北秋田市の持分でございます。上小阿仁につきましては、909万3,746円の負担分となります。

この他に、実際は退職の部分がありますけれども、退職につきましては、まだ3月31日現在でないと確定いたしませんので、その金額については、まだ決まっておりません。ただ、割合につきましては、先ほど話をしたように北秋田市につきましては92.11%、上小阿仁村につきましては7.89%で負担するということを取り決めされておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第8号及び議案第9号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第14 陳情 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第14 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（武石善治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

15時14分 散会

平成 22 年第 8 回上小阿仁村議会定例会会議録（第 2 号）

○招集（開会）年月日 平成 22 年 12 月 17 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 22 年 12 月 17 日（13 時 33 分）

○出 席 議 員

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 齊 藤 鉄 子 君 | 2 番 | 小 林 信 君 |
| 3 番 | 長 井 直 人 君 | 4 番 | 石 川 富 三 君 |
| 5 番 | 鈴 木 米 雄 君 | 6 番 | 中 田 吉 穂 君 |
| 7 番 | 北 林 甚 一 君 | 8 番 | 武 石 善 治 君 |

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | |
|--------------|-----------|
| 村 長 | 小 林 宏 晨 |
| 副 村 長 | 萩 野 芳 昭 |
| 総務課長兼診療所事務長 | 鈴 木 義 廣 |
| 住 民 福 祉 課 長 | 鈴 木 壽 美 子 |
| 産 業 課 長 | 小 林 悦 次 |
| 建 設 課 長 | 小 林 隆 |
| 特別養護老人ホーム施設長 | 中 嶋 辰 雄 |
| 代 表 監 査 委 員 | 加 賀 谷 敏 明 |
| 教 育 長 | 小 林 茂 |
| 教育委員会事務局長 | 田 中 文 隆 |

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|---------|
| 議会事務局長 | 萩 野 謙 一 |
| 議 会 書 記 | 小 林 京 子 |

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第 1 議案第 7 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の撤回について
- 第 2 委員長報告
- 第 3 陳情審査報告
- 第 4 意見書案第 1 号 雇用と生活を守る施策強化を求める意見書
- 第 5 意見書案第 2 号 E P A 交渉及び緊急需給調整対策等に関する意見書
- 第 6 意見書案第 3 号 在日米軍に対する政府の「思いやり予算」の廃止を求める意見書
- 第 7 意見書案第 4 号 T P P の参加に反対する意見書
- 第 8 議案第 10 号 固定資産評価委員会委員の選任つき同意を求めることについて
- 第 9 閉会中の継続調査の申し出について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

13 時 33 分 開議

- 議長（武石善治君） ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
説明員の代表監査委員が欠席であります。

日程第 1 議案第 7 号 議案撤回の件 上程

- 議長（武石善治） 日程第 1 議案第 7 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の撤回についての件を議題といたします。村長から撤回理由の説明を求めます。はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

- 村長（小林宏農） 平成 22 年 2 月 15 日に提出いたしました議案は次の理由により撤回いたしたいので、会議規則第 20 条の規定により請求いたします。

記

件名 議案第 7 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

理由 諸般の事情により上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する

条例について撤回いたします。

以上でございます。

○議長（武石善治） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の撤回についての件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

日程第2 委員長報告

○議長（武石善治） 日程第2 先に付託しておりました事件について委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、5番 鈴木米雄君。

（5番 鈴木米雄議員 登壇）

○総務産業常任委員長（鈴木米雄）

委員会審査報告書

本委員会は、平成22年12月15日付託された次の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

報告にあたりましては、事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたしますのでご理解のほどお願いいたします。

議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算について、原案可決。

議案第2号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第3号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第4号 平成22年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第5号 平成22年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算について、原案可決。

議案第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案撤回。

議案第8号 北秋田市上小阿仁村病院組合の解散について、原案可決。

議案第9号 北秋田市上小阿仁村病院組合解散に伴う財産処分について、原案可決。

以上です。

○議長（武石善治） 委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第6号まで、及び議案第8号、議案第9号 討論

○議長（武石善治） これより議案第1号から議案第6号まで、及び議案第8号、議案第9号の8件について、一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） なしと認めます。討論を終結いたします。

議案第1号 採決

○議長（武石善治） 議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第2号 採決

○議長（武石善治） 議案第2号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第3号 採決

○議長（武石善治） 議案第3号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第4号 採決

○議長（武石善治） 議案第4号 平成22年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第5号 採決

○議長（武石善治） 議案第5号 平成22年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第6号 採決

○議長（武石善治） 議案第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第8号 採決

○議長（武石善治） 議案第8号 北秋田市上阿仁村病院組合の解散についての件を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第9号 採決

○議長（武石善治） 議案第9号 北秋田市上小阿仁村病院組合の解散に伴う財産処分についての件を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

日程第3 陳情審査報告

○議長（武石善治） 日程第3 先に付託しておりました陳情についての委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、5番 鈴木米雄君。

（5番 鈴木米雄議員 登壇）

○総務産業常任委員長（鈴木米雄）

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、件名、審査の結果の順に報告しますのでご理解のほどお願いいたします。

陳情第12号 辺野古への新基地建設、米軍訓練の全国への移転拡充を約束した「日米合意」の撤回を政府に求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情第13号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情第14号 雇用と生活を守る施策強化をもとめる陳情、採択すべきもの。

陳情第15号 村道長信田1号線改良舗装工事計画の実施についての陳情、採択すべきもの。

陳情第16号 F P A交渉及び緊急需給調整対策等に関する陳情、採択すべきもの。

陳情第17号 米軍への「思いやり予算」廃止の意見書採択を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第18号 T P Pの参加に反対する陳情、採択すべきもの。

陳情第19号 米軍への「思いやり予算」廃止の意見書採択を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第20号 T P Pの参加に反対する陳情、採択すべきもの。

以上、報告いたします。

○議長（武石善治） 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

陳情第12号 採決

○議長（武石善治） 陳情第12号 辺野古への新基地建設、米軍訓練の全国へ

の移転拡充を約束した「日米合意」の撤回を政府に求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、不採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり不採択と決定いたしました。

陳情第 13 採決

○議長（武石善治） 陳情第 13 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告のとおり、不採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり不採択と決定いたしました。

陳情第 14 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 14 号 雇用と生活を守る施策強化を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 15 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 15 号 村道長信田 1 号線改良舗装計画の実施についての陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 16 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 16 号 E T A 交渉及び緊急需給調整対策等に関する陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 17 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 17 号 米軍への「思いやり予算」廃止の意見書採択を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 18 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 18 号 T P P の参加に反対する陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 19 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 19 号 米軍への「思いやり予算」廃止の意見書採択を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 20 号 採決

○議長（武石善治） 陳情第 20 号 T P P 参加に反対する陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

日程第 4 意見書案第 1 号から日程第 7 意見書案第 4 号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第4 意見書案第1号 雇用と生活を守る施策強化を求める意見書の件から、日程第7 意見書案第4号 TPP参加に反対する意見書の件までを一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、常任委員会で審査された陳情に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第1号 採決

○議長（武石善治） 意見書案第1号 雇用と生活を守る施策強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

意見書案第2号 採決

○議長（武石善治） 意見書案第2号 EPA交渉及び緊急需給調整対策等に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

意見書案第3号 採決

○議長（武石善治） 意見書案第3号 在日米軍に対する「思いやり予算」の廃止を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

意見書案第4号 採決

○議長（武石善治） 意見書案第4号 TPP参加に反対する意見書の件を採

決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第10号 上程・採決

○議長(武石善治) 日程第8 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(小林宏農村長 登壇)

○村長(小林宏農) 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本村固定資産評価審査委員会委員に次の方を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

平成22年12月15日提出 上小阿仁村長 小林宏農。

記

山田清治 昭和11年3月16日生。

提案理由 固定資産評価審査委員会に山田清治氏が平成22年年12月19日で任期満了となるため、再任をお願いしたいわけではありますが、山田氏は74歳、平成10年12月20日から現在まで4期務めております。なお、委員の任期は3年間となっております。よろしく願いいたします。

議案第10号 採決

○議長(武石善治) 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なし認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(武石善治) 立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に、6番 中田吉穂君、7番 北林甚一君を指名いたします。

投票箱を改めさせます

(投票箱点検)

○議長(武石善治) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成又は○印を、否とする諸君は反対又は×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条及び85条の規定により否とみなします。

なお、この採決の投票者は7名であります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼、投票)

○議長(武石善治) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長(武石善治) 投票総数 7票、これは先ほどの議員数と符号しています。

そのうち、賛成7票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

日程第9 閉会中の継続審査の申出上程・採決

○議長(武石善治) 日程第9 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布したとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長(武石善治) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部

終了いたしました。これにて、平成 22 年第 8 回上小阿仁村議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

14 時 05 分 閉会